

第4期 庄内町障がい者計画

第7期 庄内町障がい福祉計画

第3期 庄内町障がい児福祉計画

令和6年3月

庄内町

第1編

第4期 庄内町障がい者計画

目 次

第1章 計画の概要.....	1
第1節 計画の趣旨.....	1
第2節 計画策定の背景.....	1
第3節 計画の位置付け.....	4
第4節 計画の期間.....	5
第5節 計画の策定方法.....	6
第6節 計画の対象者.....	7
第2章 障がいのある方を取りまく現状.....	8
第1節 障がいのある方の状況.....	8
1 障がい者全体の状況.....	8
2 身体障害者手帳所持者の状況.....	9
3 療育手帳所持者の状況.....	11
4 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況.....	12
5 障がい福祉サービスの利用状況.....	13
6 手当の支給状況.....	15
7 特別支援教育を必要とする児童・生徒の就学状況.....	16
8 障がい者の雇用状況.....	17
第3章 計画の基本理念・基本目標.....	18
第1節 計画の基本理念.....	18
第2節 計画の基本目標.....	19
第3節 施策の体系図.....	20
第4章 重点施策の展開.....	21
第1節 相談支援体制の強化.....	21
第2節 保健/医療/福祉の連携、サービスの充実.....	23
第3節 ポストコロナの「共生社会」の推進.....	25
第4節 雇用・就労の促進.....	27
第5節 社会参加の支援.....	28
第6節 差別の解消と権利擁護の推進.....	29
第7節 バリアフリーの促進.....	32
第8節 災害時の支援体制の整備.....	33
第6章 計画の推進に向けて.....	35
第1節 施策相互の連携.....	35
第2節 計画の進行管理.....	35

第1章 計画の概要

第1節 計画の趣旨

本町の障がい者福祉施策は、平成30年3月に策定された「第3期庄内町障がい者計画」により、障がいのある方もない方も誰もが、一人一人が主体性を持ちながら、その能力を発揮し、生き活きとした生活を共に送ることができる地域社会の実現ができるようなまちづくりを推進するため「誰もが共に支えあい、自立して自分らしく、安心して暮らしていけるまちづくり」を基本理念に、障がい者福祉施策の推進に取り組んできました。

この間、国の法律や制度は、後述のとおり大きく変化しています。最近のものとしては、障害者基本法に基づき、令和5年度から令和9年度を計画期間とする「第5次障害者基本計画」が策定されました。「共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める。」ことを基本理念とし、「地域社会における共生等、差別の禁止、国際的協調」を基本原則としています。

このような状況の中、「第3期庄内町障がい者計画」の計画が終了するに当たって、制度改正の内容や社会情勢の変化、それらに伴う障がいのある方々を取り巻く状況の変化を捉え、本町における障がい者施策の推進を図るための指針として「第4期庄内町障がい者計画」を策定するものです。

第2節 計画策定の背景

国においては、本計画の根拠法となる「障害者基本法」が平成23年8月に一部改正され、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざし、障がい者の定義の見直しや差別の禁止等が規定されました。

平成24年に「障害者自立支援法」は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」へと改正され、障害者基本法の改正点を踏まえ、法の目的が変わり、基本理念が設定されました。そのなかで、「自立」という表現に代わり「基本的人権を享有する個人としての尊厳」と明記され、社会で生活するために必要な支援をするための法律であることが明確になりました。

「障害者総合支援法」は平成25年4月から施行され、平成26年2月には「障害者の権利に関する条約」が発効となり、平成28年4月には「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）」が施行されました。この法律では、国の行政機関や地方公共団体での「障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止」や障がい者への「合理的配慮の提供」を求めています。

平成 30 年には「障害者総合支援法」と「児童福祉法」が改正され、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や、高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用の促進、障害児支援のニーズの多様化に伴う障がい児への支援の拡充等の取組が図られました。

令和 3 年には「改正障害者差別解消法」が公布され、令和 6 年 4 月からは事業者による合理的配慮の提供の義務化が図られることとなります。令和 4 年には、「改正児童福祉法」が公布され、令和 6 年 4 月からは障害児入所施設の 22 歳までの入所継続可能、児童発達支援の類型一元化が図られます。また、令和 6 年 4 月に「障害者総合支援法等一部改正法」が公布、施行され、地域生活の支援体制の充実、多様な就労ニーズに対する支援が図られることとなります。

◇障がい者施策に関わる法律・制度等の流れ

	障がい者施策関連法	法制度改正等の主なポイント
平成 23 年 8 月	障害者基本法の一部を改正する法律の施行	障がい者の定義の見直し、社会的障壁、合理的配慮の概念の導入等
平成 24 年 4 月	児童福祉法の一部改正	障がい児を対象とした施設・事業の児童福祉法への一本化と体系の再編等
平成 24 年 10 月	障害者虐待防止法の施行	障がい者への虐待禁止、通報義務、擁護者に対する支援のための措置等の施策の促進
平成 24 年 12 月	障害者基本計画(第 3 次)の策定	新「障害者基本計画」に関する障害者政策委員会の意見を受け、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すための基本的な方向性を示す
平成 25 年 4 月	障害者総合支援法の施行	障害者基本法の改正等を踏まえ、地域社会での共生の実現に向けた新たな障がい者福祉施策を講じるため施行
平成 25 年 4 月	障害者優先調達法の施行	国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進に関し、受注の機会を確保するために必要な事項等を設定
平成 25 年 6 月	障害者雇用促進法の一部改正	雇用の分野における合理的配慮の提供義務、精神障がい者法定雇用率の算定基礎に加える等の措置
平成 26 年 1 月	障害者権利条約の批准	障がい者の権利を実現するための措置等を規定する、障がい者に関する初めての国際条約
平成 26 年 4 月	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律の一部施行 (平成 28 年 4 月全部施行)	保護者制度の廃止、医療保護入院の際の同意の要件の見直し等
平成 27 年 1 月	難病の患者に対する医療費等に関する法律の施行	難病の患者に対する医療費助成に関する法定化

	障がい者施策関連法	法制度改正等の主なポイント
平成 28 年 4 月	障害者差別解消法の施行	国の行政機関や地方公共団体及び民間事業者による不当な差別的な取扱いの禁止や社会的障壁を取り除くための合理的配慮等
平成 28 年 8 月	発達障害者支援法の一部改正	就労と教育支援の強化等
平成 30 年 4 月	障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正	《障害者総合支援法》 「自立生活援助」及び「就労定着支援」の新設、高齢障がい者による介護保険サービスの利用の仕組み見直し等 《児童福祉法》 居宅訪問による発達支援サービスの提供、医療的ケアを必要とする児童への対応、障がい児福祉計画の策定等
令和 3 年 6 月	改正障害者差別解消法公布 (令和 6 年 4 月施行)	事業者による合理的配慮の提供の義務化
令和 4 年 6 月	改正児童福祉法公布 (令和 6 年 4 月施行)	障害児入所施設の 22 歳までの入所継続可能、児童発達支援の類型一元化
令和 4 年 12 月	障害者総合支援法等一部改正法公布(令和 6 年 4 月施行)	地域生活の支援体制の充実、多様な就労ニーズに対する支援

第5次障害者基本計画 概要

I 第5次障害者基本計画とは

【位置付け】 政府が講ずる障害者施策の最も基本的な計画（障害者基本法第11条に基づき策定。また障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法第9条第1項の規定に基づき、同法の規定の趣旨を踏まえ策定。）

【計画期間】 令和5(2023)年度から令和9(2027)年度までの5年間

【検討経緯】 障害者政策委員会（障害当事者等で構成される内閣府の法定審議会）での1年以上にわたる審議を経て、令和4年12月に取りまとめられた障害者政策委員会の意見に即して、政府で基本計画案を作成

II 総論の主な内容

1. 基本理念

- 共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める。

2. 基本原則

- 地域社会における共生等、差別的禁止、国際的協調

3. 社会情勢の変化

- 2020年東京オリンピック・パラリンピックのレガシー継承
- 新型コロナウイルス感染症拡大とその対応
- 持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現（SDGsの視点）

4. 各分野に共通する横断的視点

- 条約の理念の尊重及び整合性の確保
- 共生社会の実現に資する取組の推進
- 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
- 障害特性等に配慮したきめ細かい支援
- 障害のある女性、子ども及び高齢者に配慮した取組の推進
- P D C A サイクル等を通じた実効性のある取組の推進

5. 施策の円滑な推進

- 連携・協力の確保、理解促進・広報啓発に係る取組等の推進

III 各論の主な内容(11の分野)

- | | | |
|-----------------------------|------------------------|---------------------|
| 1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 | 5. 行政等における配慮の充実 | 9. 雇用・就業、経済的自立の支援 |
| 2. 安全・安心な生活環境の整備 | 6. 保健・医療の推進 | 10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興 |
| 3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 | 7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進 | 11. 国際社会での協力・連携の推進 |
| 4. 防災、防犯等の推進 | 8. 教育の振興 | |

IV おわりに(～今後に向けて～)

- ・本基本計画は、障害者を必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉えた上で、施策を総合的・計画的に推進することで、条約が目指す社会の実現につなげる。加えて、障害者への偏見や差別の払拭、「障害の社会モデル」等障害者の人権の確保の上で基本となる考え方等への理解促進に取り組み、多様性と包摂性のある社会の実現を目指すことが重要であり、政府において各分野の施策を実施する。
- ・令和4年9月に、障害者権利委員会の見解及び勧告を含めた総括所見が採択・公表され多岐にわたる事項に関し見解等が示されたことを受け、各府省において、本基本計画に盛り込まれていない事項も含め、勧告等を踏まえた適切な検討や対応が求められる。
- ・世界に誇れる共生社会の実現を目指して、政府全体で不断に取組を進めていく。

第5次障害者基本計画 概要

V 各論の主な内容

<p>1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止</p> <p>○社会のあらゆる場面における障害者差別の解消</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家族に対する相談支援や障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会の設置等、虐待の早期発見や防止に向けた取組 ・ 障害福祉サービスの提供に当たり、利用者の意思に反した異性介助が行われることがないよう、取組を推進 ・ 改正障害者差別解消法の円滑な施行に向けた取組等の推進 	<p>6. 保健・医療の推進</p> <p>○精神障害者の早期退院と地域移行、社会的入院の解消</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 切れ目のない退院後の精神障害者への支援 ・ 精神科病院に入院中の患者の権利擁護等のため、病院を訪問して行う相談支援の仕組みの構築 ・ 精神科病院における非自発的入院のあり方及び身体拘束等に関する課題の整理を進め、必要な見直しについて検討
<p>2. 安全・安心な生活環境の整備</p> <p>○移動しやすい環境の整備、まちづくりの総合的な推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共交通機関や多数の者が利用する建築物のバリアフリー化 ・ 接遇ガイドライン等の普及・啓発等の「心のバリアフリー」の推進 ・ 歩道が設置されていない道路や踏切道の在り方について検討、信号機等の整備 ・ 国立公園等の主要な利用施設のバリアフリー化や情報提供等の推進 	<p>7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進</p> <p>○意思決定支援の推進、相談支援体制の構築、地域移行支援・在宅サービス等の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ヤングケアラーを含む家族支援、サービス提供体制の確保 ・ 障害のある子どもに対する支援の充実
<p>3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実</p> <p>○障害者に配慮した情報通信・放送・出版の普及、意思疎通支援の人材育成やサービスの利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づく施策の充実 ・ 公共インフラとしての電話リレーサービス提供の充実 ・ 手話通訳者や点訳者等の育成、確保、派遣 	<p>8. 教育の振興</p> <p>○インクルーシブ教育システムの推進・教育環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自校通級、巡回通級の充実をはじめとする通級による指導の一層の普及 ・ 教職員の障害に対する理解や特別支援教育に係る専門性を深める取組の推進 ・ 病気療養児へのICTを活用した学習機会の確保の促進
<p>4. 防災、防犯等の推進</p> <p>○災害発生時における障害特性に配慮した支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉避難所、車いす利用者も使える仮設住宅の確保 ・ 福祉・防災の関係者が連携した個別避難計画等の策定、実効性の確保 ・ 障害特性に配慮した事故や災害時の情報伝達体制の整備 	<p>9. 雇用・就業、経済的自立の支援</p> <p>○総合的な就労支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の関係機関が連携した雇用前・後の一貫した支援、就業・生活両面の一体的支援 ・ 雇用・就業施策と福祉施策の組合せの下、年金や諸手当の支給、税制優遇措置、各種支援制度の運用 ・ 農業分野での障害者の就労支援（農福連携）の推進
<p>5. 行政等における配慮の充実</p> <p>○司法手続や選挙における合理的配慮の提供等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 司法手続（民事・刑事）における意思疎通手段の確保 ・ 障害特性に応じた選挙等に関する情報提供の充実、投票機会の確保 ・ 国家資格試験の実施等に当たり障害特性に応じた合理的配慮の提供 	<p>10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興</p> <p>○障害者の芸術文化活動への参加、スポーツに親しめる環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の地域における文化芸術活動の環境づくり ・ 日本国際博覧会（大阪・関西万博）の施設整備、文化芸術の発信などの環境づくり ・ 障害の有無に関わらずスポーツを行うことのできる環境づくり
	<p>11. 国際社会での協力・連携の推進</p> <p>○文化芸術・スポーツを含む障害者の国際交流の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者分野における国際協力への積極的な取組 ・ 障害者の文化芸術など日本の多様な魅力を発信

第3節 計画の位置付け

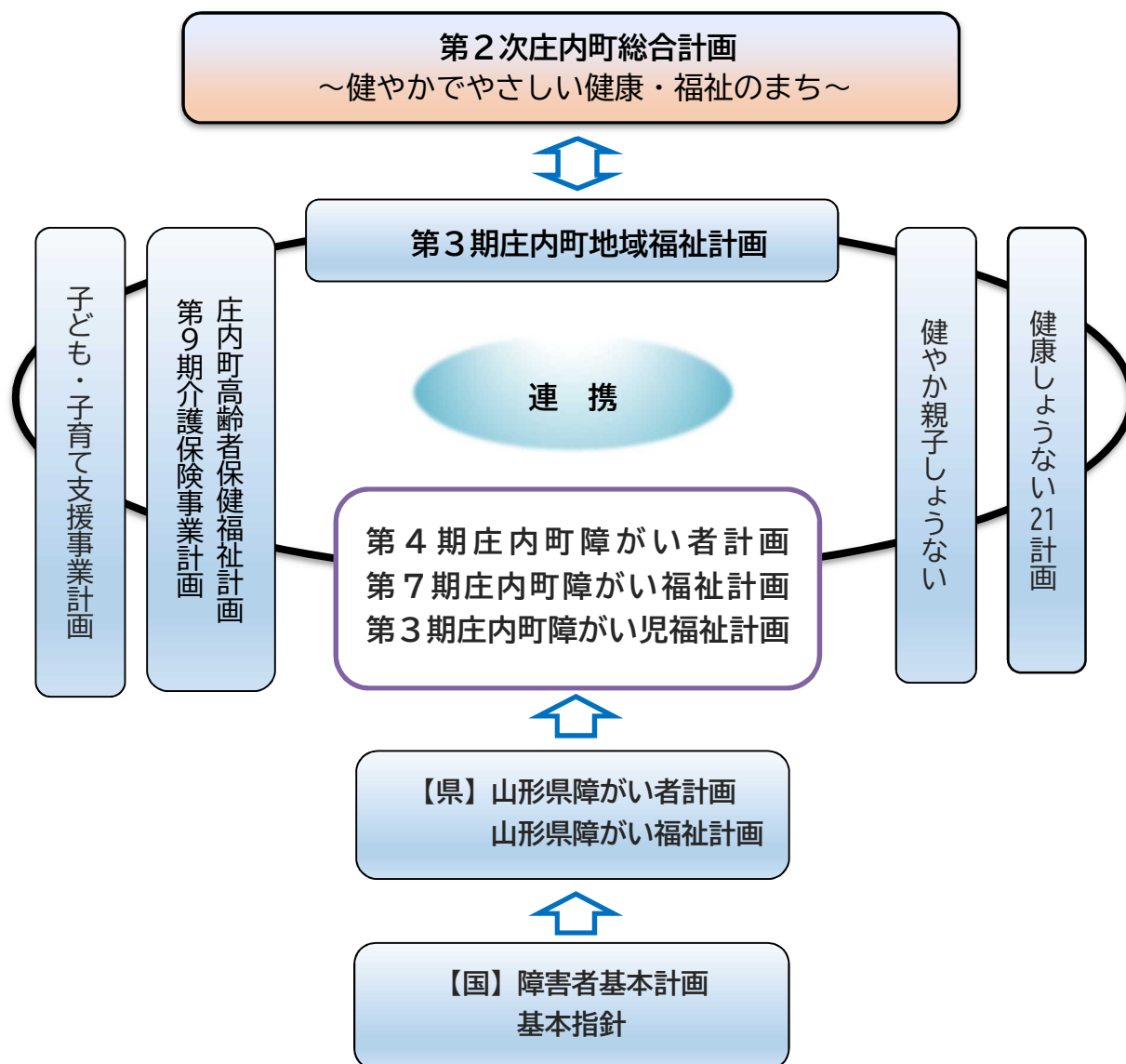
「第4期庄内町障がい者計画」は、障害者基本法第11条第3項による市町村障害者計画であり、障がい者福祉に関する施策全般に関わる理念や基本的な方針や目標を定めた計画です。

様々な分野の取組を総合的、一体的に進めるため策定された「第2次庄内町総合計画」を踏まえつつ、「第3期庄内町地域福祉計画」を土台とし、共通の基本理念をもつ各分野の個別計画として、関連する他の個別計画との整合性を図りながら策定するものです。

一方、「第7期庄内町障がい福祉計画」は、障害者総合支援法第88条第1項の規定により、障害者総合支援法による指定障がい福祉サービスや地域支援事業の提供の確保に関する事項等を定め、「障がい者福祉計画」の一部である障がい福祉サービス等に関して、より具体的な内容を定める実施計画として位置付けられています。

併せて、児童福祉法の改正により同法第33条の20第1項の規定により、障がい児の健やかな育成のため、児童発達支援の提供整備等成果目標や活動指針を盛り込んだ「第3期庄内町障がい児福祉計画」を策定し、「庄内子ども・子育て支援事業計画」との調和が保たれた計画とします。

◇計画の位置づけのイメージ図



第4節 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間とします。

「第7期庄内町障がい福祉計画」及び「第3期庄内町障がい児福祉計画」は、国の基本指針に基づき、令和6年度から令和8年度までを目標年度とする3年間とします。

令和11年度の「第8期庄内町障がい福祉計画」及び「第4期庄内町障がい児福祉計画」の終了に合わせて、障がい者福祉に関する施策の実施状況や社会の状況等の変化に応じて「第4期庄内町障がい者計画」の見直しを行います。

◇計画の期間及び見直し

令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
前期 計画	第4期庄内町障がい者計画						次期 計画
見直し						見直し	
前期 計画	第7期庄内町障がい福祉計画 第3期庄内町障がい児福祉計画			第8期庄内町障がい福祉計画 第4期庄内町障がい児福祉計画			次期 計画
見直し			見直し			見直し	

第5節 計画の策定方法

本計画策定に当たっては、3つのアンケート調査を実施し、障がい者福祉に関する現状及び町民の意識を把握するとともに、計画見直しに当たっての基礎資料とすることを目的に実施しました。また、現行の「第3期庄内町障がい者計画」に盛り込まれた施策については、内部評価を行いました。

◇アンケート調査実施概要

アンケート調査種別	配布数	回収数	回収率
(1) 障がい者実態・意向調査	500(抽出)	253	50.6%
(2) 障がい児（保護者）実態・意向調査	32(全数)	13	40.6%
(3) 障がい者（児）以外の町民意識調査	500(抽出)	216	43.2%

■調査対象：(1)は手帳所持者、(2)は手帳所持者又は特別障がい児手当受給者、(3)は(1)(2)以外の町民

■実施期間：令和5年8月21日(月) ～ 9月15日(金)

■実施方法：郵送配布・郵送回収（一部窓口回収有）

第6節 計画の対象者

本計画の対象者は、障がいのあるなしに関わらず、すべての町民、事業者、行政、各種団体等となります。

また、本計画における「障がい者」の定義は、障害者基本法第2条第1項に従い、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害※1を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とします。また、精神障がいには高次脳機能障がい※2と診断され精神障害者福祉手帳を取得した方を含み、障害者総合支援法第4条に規定する治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者（難病患者等）も含まれます。

※1 発達障害

自閉症、アスペルガー症候群その他広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状は様々であり、症状は人によって異なります。

※2 高次脳機能障がい

事故や病気等により脳に損傷を受けた後、記憶力や注意力の低下等の症状が現れ日常生活や社会生活に支障が出る障がいのこと。症状は、損傷を受けた脳の部分や範囲によって異なり、記憶障がい、注意障がい、遂行障がい、社会的行動障がい等があります。

● 「障がい」の表記について

計画全体をとおして、障がいの「がい」の表記については、法律名や条文、固有名詞で漢字が使われている場合や、「障害物」といったものを指す場合は漢字の「害」の表記とし、それ以外は基本的にひらがなで表記することとします。

第2章 障がいのある方をとりまく現状

第1節 障がいのある方の状況

1 障がい者全体の状況

本町における障がい者の総数は、令和5年3月31日現在で1,347人となっており、内訳は身体障害者手帳所持者が1,011人、療育手帳所持者が191人、精神障害者保健福祉手帳所持者が145人です。

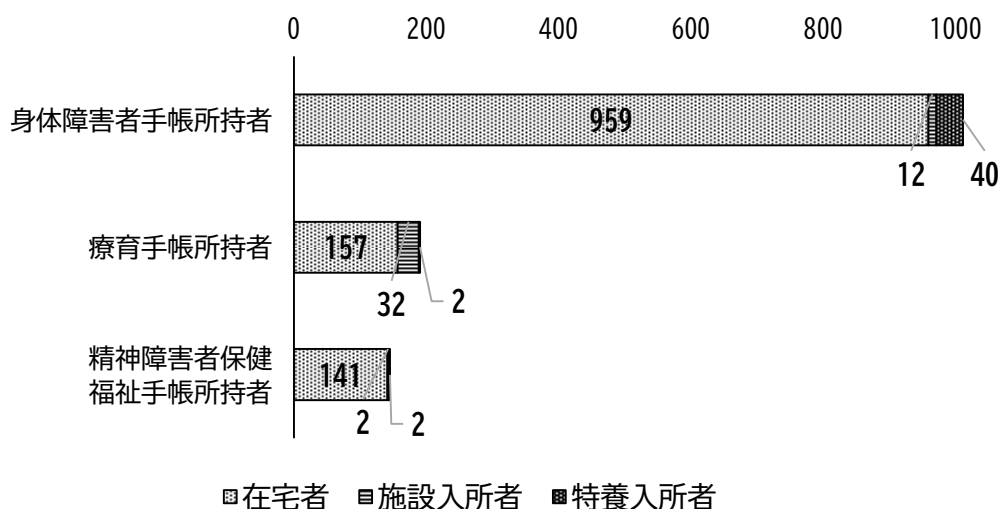
このうち全体に対する在宅者の割合が93.3%、施設入所者及び特別養護老人ホーム入所者の割合が6.7%となっています。

【障がい者数】

令和5年3月31日現在(単位：人)

区 分	総 数	在宅者	施設入所者	特養入所者
身体障害者手帳所持者	1,011	959	12	40
身体障がい児（18歳未満）	12	12	0	0
身体障がい者（18歳以上）	999	947	12	40
療育手帳所持者	191	157	32	2
知的障がい児（18歳未満）	20	20	0	0
知的障がい者（18歳以上）	171	137	32	2
精神障害者保健福祉手帳所持者	145	141	2	2
合 計	1,347	1,257	46	44

資料：保健福祉課



2 身体障害者手帳所持者の状況

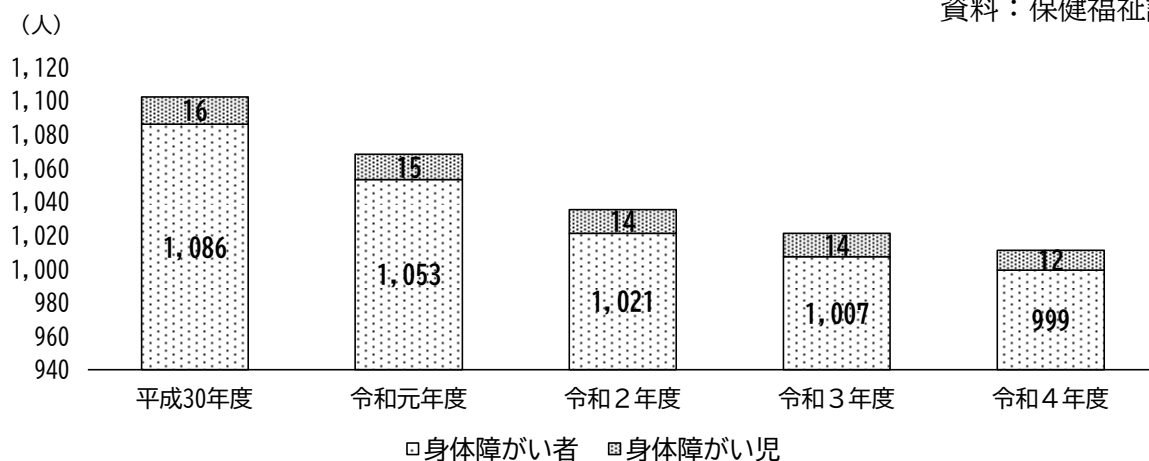
(1) 身体障害者手帳所持者数

本町における身体障害者手帳所持者数は、令和5年3月31日現在で、1,011人（身体障がい者999人、身体障がい児12人）であり、減少傾向にあります。

【身体障害者手帳所持者数の年次推移】 各年度3月31日現在(単位：人)

年度区分	総数	身体障がい者	身体障がい児	新規交付者
平成30年度	1,102	1,086	16	70
令和元年度	1,068	1,053	15	63
令和2年度	1,035	1,021	14	56
令和3年度	1,021	1,007	14	56
令和4年度	1,011	999	12	60

資料：保健福祉課



(2) 障がいの種別

令和5年3月31日現在の障がい種別では、肢体障がい者が445人(44.0%)、内部障がい者が388人(38.4%)、聴覚障がい者が116人(11.5%)、視覚障がい者が48人(4.7%)となっており、肢体障がい者が全体のほぼ半数を占めています。

令和4年度に高齢者補聴器購入費補助金を新設したことに伴い、高齢者の身体障害者手帳の取得に向けた周知が図られたことにより、聴覚障がい者が増加しております。

【身体障害者手帳所持者の障がい種別】 各年度3月31日現在(単位：人)

年度区分	総数	視覚	聴覚	平衡	音声言語	肢体	内部
平成30年度	1,102	57	109	1	15	521	399
令和元年度	1,068	57	110	1	14	502	384
令和2年度	1,035	54	109	1	13	481	377
令和3年度	1,021	55	112	0	13	465	376
令和4年度	1,011	48	116	0	14	445	388

資料：保健福祉課

(3) 障がいの程度

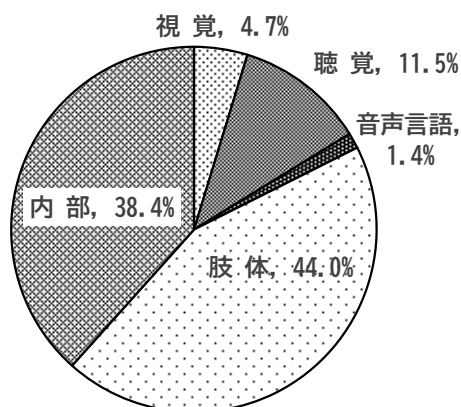
令和5年3月31日現在の障がい程度では、1級及び2級が全体の44.3%、3級及び4級が全体の41.5%と大半を占めています。

【身体障害者手帳所持者の等級別人数】 各年度3月31日現在(単位：人)

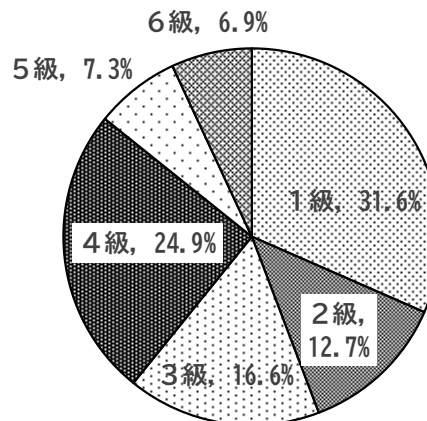
年度区分	総数	1級	2級	3級	4級	5級	6級
平成30年度	1,102	356	156	164	262	93	71
令和元年度	1,068	346	145	157	256	91	73
令和2年度	1,035	320	144	162	252	88	69
令和3年度	1,021	318	136	165	246	82	74
令和4年度	1,011	319	128	168	252	74	70

資料：保健福祉課

令和4年度障がい種別(身体)



令和4年度障がいの程度(身体)



(4) 障がい者の年齢

令和5年3月31日現在の年齢別では、65歳以上の高齢障がい者が全体の77.3%を占めています。18歳未満の身体障がい児は全体の1.2%となっています。

【身体障害者手帳所持者の年齢構成】 令和5年3月31日現在

区分	人数	比率(%)
18歳未満	12	1.2%
18~64歳	217	21.5%
65歳以上	782	77.3%
総数	1,011	100.0%

資料：保健福祉課

3 療育手帳所持者の状況

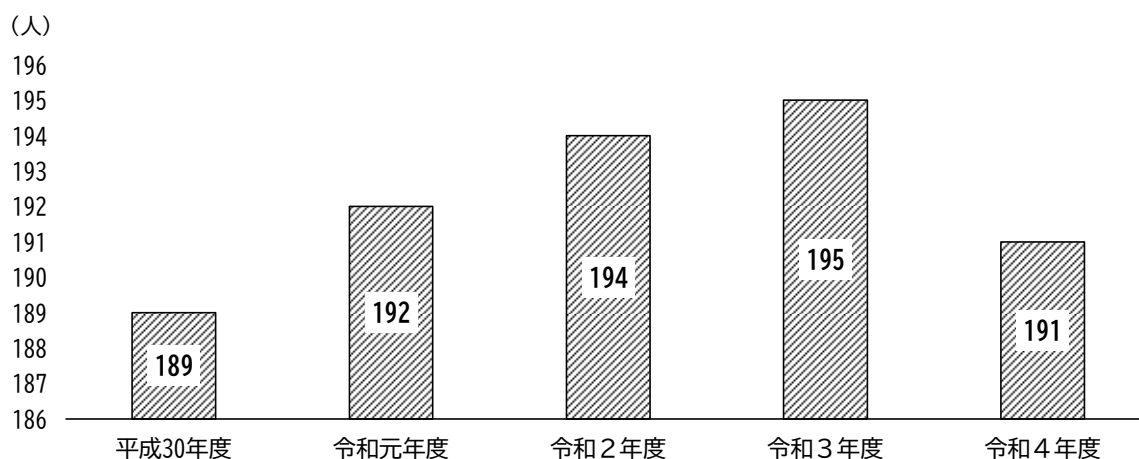
(1) 療育手帳所持者数

本町における療育手帳所持者数は、平成30年度以降微増傾向にありましたが令和4年度は減少し、年度末現在で191人となっています。

【療育手帳所持者数の年次推移】 各年度3月31日現在(単位：人)

年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
人 数	189	192	194	195	191

資料：保健福祉課



(2) 障がいの程度・障がい者の年齢

障がいの程度では、療育手帳A（最重度・重度）の割合が36.6%、療育手帳B（中度・軽度）の割合が63.4%となっています。

年齢別では、18歳未満の知的障がい児が20人で全体の10.5%、18歳から64歳までが144人で全体の75.4%、65歳以上が27人で全体の14.1%を占めています。

【療育手帳所持者の等級別年齢別状況】 令和5年3月31日現在(単位：人)

	総 数	18歳未満	18歳～64歳	65歳以上
療育手帳A	70	5	58	7
療育手帳B	121	15	86	20
計	191	20	144	27

資料：保健福祉課

4 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数と障がいの程度

本町における精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和4年度末現在で146人となり、1級（重度）の障がい者が全体の25.5%となっています。

【精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別人数】 令和5年3月31日現在（単位：人）

等級	総数	1級	2級	3級
人数	146	37	67	42

資料：保健福祉課

5 障がい福祉サービスの利用状況

(1) サービスの利用状況

【サービス決定者数の状況】

令和4年10月31日現在(単位：人)

事業内容		決定者数	施設内訳
介護 給付	居宅介護	17	ほほえみ11、ニチイケアあまるめ5、ニチイケアこあら1
	生活介護	64	恵風園5、鶴峰園2、なえづ1、ゆうあいプラザ1、光風園6、和光園8、なのはな畑1、ふれんず1、吹浦荘8、月光園9、光生園1、あんだんて1、あらた4、新生園1、あーす6、糸蔵楽1、慈丘園4、ひまわり園3、のぞみの家2、あすなろ1、ラブラドル1、永寿荘1、みらいず1 ※ 複数の事業所を利用している者4名あり
	短期入所	52	ドレミファ12、光風園1、和光園2、山水園1、月光園3、恵風園1、鶴峰園1、 ※ 残りは施設未定者
	同行援護	4	ほほえみ3 ※ 残りは施設未定者
	施設入所支援	38	恵風園6、愛光園2、鶴峰園2、光風園3、和光園8、吹浦荘8、月光園6、光生園1、慈丘園1、新生園1
	療養介護	2	山形病院1、米沢病院1
	自立訓練(生活訓練)	4	くじら3、アスピア1
訓練 等 給付	就労移行支援	4	ひまわり園3、こもれび1
	就労継続支援A型	7	山ぶしいたけ2、こっこ1、よつ葉3、feふあーむ1
	就労継続支援B型	110	大山3、さくらが丘6、もみの木2、みなみ10、あらた1、あすなろ2、愛光園2、よつばの里2、ひまわり園11、月山3、根っ子杉8、すまいる5、くじら5、さごし9、じょんぶ3、なのはな畑2、ふれんず1、アシスト1、いっぽ2、青柳1、あずま4、TeToTeoll、つくし1、さんのう2、しろくま2、たぶの木1、すこやか1、まぎーず1、結夢家3、のぞみの家1、かのと1、かほく1 ※ 残りは施設未定者
	共同生活援助	31	あたご1、愛光園3、よつばの里1、ゆきやなぎ1、ステップ1、慈丘園2、ゆずり葉1、なごみ1、ハイツ平島2、ひだまり1、ドレミファ6、吹浦荘3、ふきのとう1、あかり1、くらげ1、仲町ホーム1、わだち1、希望が丘河北1、あじさい1、まごころ1
児童	児童発達支援	7	はまなし学園5、メグシィ3、いろり1、ドレミファ1 ※ 複数の事業所を利用している者3名あり
	放課後等デイサービス	26	ドレミファ8、メグシィ10、あらた4、ならはし7、みんなのそら1 ※ 複数の事業所を利用している者4名あり
	保育所等訪問	3	はまなし学園3
合計		369	

※各施設の所在地は資料編に掲載(複数施設利用者あり)

資料：保健福祉課

(2) 医療給付状況

障がいのある方の医療に係る負担の軽減を図るため、障がいの状況に応じて医療費の助成を行っています。

①重度心身障害者医療費助成事業

重度障がいのある方（身体障がい：1～2級、療育A、精神1級等）に対して、自己負担額の一部を助成しています。

【重度心身障害者医療費助成状況】

(単位：件、円)

年度	区分	受給者証 交付件数	助成件数	助成総額	1件あたりの 助成金(※)
平成30年度		559	11,005	50,217,950	89,835
令和元年度		546	11,013	50,160,378	91,869
令和2年度		524	10,090	44,992,151	85,863
令和3年度		508	9,968	45,573,523	89,712
令和4年度		504	9,952	45,691,255	90,657

※小数点第1位を四捨五入

資料：税務町民課（決算報告書から抜粋）
(各年度3月31日現在)

②自立支援医療（育成医療）の給付

身体に障がいのある子ども又は将来障がいを残すと認められる疾患がある子ども（18歳未満）で、その障がい除去・軽減する手術等の治療により確実に治療効果が期待できる疾患に対して、治療した医療費の給付や医療費の自己負担額の軽減を行っています。

【育成医療の年度別給付状況】

(単位：人)

年度	種類	視覚	聴覚	言語音声・そ しゃく	肢体 不自由	内部障がい		合計	給付額 (円)
						小腸	その他		
H30年度		1	0	1	1	0	3	6	399,948
R元年度		1	0	2	1	0	0	4	338,521
R2年度		0	0	1	0	0	0	1	162
R3年度		0	0	0	0	0	0	0	0
R4年度		1	0	0	0	0	1	2	227,759

資料：保健福祉課
(各年度3月31日現在)

③ 自立支援医療（更生医療）の給付

身体障害者手帳の交付を受けている 18 歳以上の人に対して、障がいの除去及び軽減に必要な医療費の給付と医療費の自己負担額の軽減を行っています。

【更生医療の年度別給付状況】

(単位：人)

種類 年度	言語音声・ そしゃく	内部障がい 腎臓・心臓	その他	合計	給付額 (円)
平成 30 年度	1	35	4	40	11,949,251
令和元年度	1	26	2	29	9,370,094
令和 2 年度	1	23	3	27	9,371,761
令和 3 年度	0	25	1	26	6,795,128
令和 4 年度	0	28	2	30	7,624,242

資料：保健福祉課
(各年度 3 月 31 日現在)

④ 自立支援医療（精神通院医療）の給付

精神疾患の治療のため、医療機関に通院している人に対して、医療費の給付と医療費の自己負担額を軽減しています。医療費の給付は山形県が行っています。

【精神障害者通院医療費公費負担申請（承認）件数】

(単位：件)

年 度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
件 数	245 (35)	254 (24)	264 (24)	273 (21)	256 (24)

※ () の人数は、新規申請件数

資料：保健福祉課
(各年度 3 月 31 日現在)

6 手当の支給状況

特別児童扶養手当

精神又は身体に、中・重度の障がいがある 20 歳未満の児童を扶養している人に、児童の福祉の増進を図ることを目的として、特別児童扶養手当を支給しています。手当の支給は山形県が行っています。

【特別児童扶養手当の対象児童数】

(単位：円、人)

年度 区分	月額※	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
1 級	52,400	10	11	12	11	11
2 級	34,900	27	23	22	20	19
合計		37	34	34	31	30

※月額令和 4 年度額

資料：保健福祉課

7 特別支援教育を必要とする児童・生徒の就学状況

町内から、特別支援学校へ通学している児童・生徒数は横ばいの状況です。

しかしながら、町内の特別支援学級の児童・生徒数は年々増加しています。

また、通級による指導を受けている児童数については、幼稚園に通いながらスクリーニングを受け、県が設置している「言葉の教室」（三川町立横山小学校）に通うことで、小学校に入学するときには改善していることから大幅に減少しました。

【特別支援学校在学者数】

各年5月1日現在(単位：人)

	総数		盲学校		ろう学校		酒田特別支援学校		鶴岡養護学校		ゆきわり養護学校	
	小学部	中学部	小学部	中学部	小学部	中学部	小学部	中学部	小学部	中学部	小学部	中学部
令和元年	4	2					1	1	3	1	0	0
令和2年	4	1					0	1	4	0	0	0
令和3年	5	1					0	0	5	1	0	0
令和4年	5	3					0	0	4	3	1	0
令和5年	3	5					0	0	2	5	1	0

資料：教育委員会

【小中学校特別支援学級の学級数及び在学者数】

各年5月1日現在(単位：人)

	総数		小学校		中学校	
	学級数	児童・生徒数	学級数	児童数	学級数	生徒数
令和元年	22	44	15	25	7	19
令和2年	26	59	18	36	8	23
令和3年	24	59	16	35	8	24
令和4年	22	70	14	51	8	19
令和5年	22	73	13	50	9	23

資料：教育委員会

【通級※による指導を受けている児童生徒数】

各年5月1日現在(単位：人)

	合計	小学校児童数	中学校生徒数
令和元年	15	11	4
令和2年	21	11	10
令和3年	17	13	4
令和4年	21	7	14
令和5年	17	3	14

資料：教育委員会

※通級とは、通常学級に在籍しながら、特性に応じた指導を受けられる教室

【就学猶予・免除者数】

各年5月1日現在(単位：人)

	合 計	小学校児童数	中学校生徒数
令和元年	0	0	0
令和2年	0	0	0
令和3年	0	0	0
令和4年	0	0	0
令和5年	0	0	0

資料：教育委員会

8 障がい者の雇用状況

【ハローワーク鶴岡管轄(鶴岡市、三川町)の民間企業の障がい者雇用率】毎年6月1日現在

年度	企業数	常用労働者数	基礎労働者数	障害者数 (カント)	雇用率			雇用数達成企業	
					鶴岡所	山形県	全国	企業数	達成割合
H30	113	19906.5	18994.5	371.0	1.95	2.06	2.05	67	59.29%
R元	114	19875.0	18935.0	393.5	2.08	2.09	2.11	71	62.28%
R2	106	19271.5	18343.5	372.0	2.03	2.11	2.15	65	61.32%
R3	111	19181.0	18246.5	389.0	2.13	2.11	2.20	67	60.36%
R4	108	17667.0	16718.0	365.5	2.19	2.18	2.25	68	62.96%

資料：鶴岡公共職業安定所

【ハローワーク酒田管轄(酒田市、庄内町、遊佐町)の民間企業の障がい者雇用率】

毎年6月1日現在

年度	企業数	常用労働者数	基礎労働者数	障害者数 (カント)	雇用率			雇用数達成企業	
					酒田所	山形県	全国	企業数	達成割合
H30	127	17322.5	16395.5	377.0	2.24	2.06	2.05	75	59.06%
R元	125	16936.0	15982.0	369.5	2.30	2.09	2.11	76	60.80%
R2	123	16732.0	15791.5	357.0	2.26	2.11	2.15	75	61.00%
R3	131	16539.5	15558.5	332.5	2.14	2.11	2.20	74	56.50%
R4	127	15468.5	15268.0	329.0	2.15	2.18	2.25	82	64.60%

資料：酒田公共職業安定所

- 備考 (1) 企業数は、各管内に本社のある法人で、法定雇用算定基礎労働者数が平成30年度からは45.5人以上、令和3年度からは43.5人以上の企業を計上。
- (2) 基礎労働者数は、常用労働者数から除外率を控除した数。
- (3) 対象労働者は、20時間以上から30時間未満を0.5人として加算。

第3章 計画の基本理念・基本目標

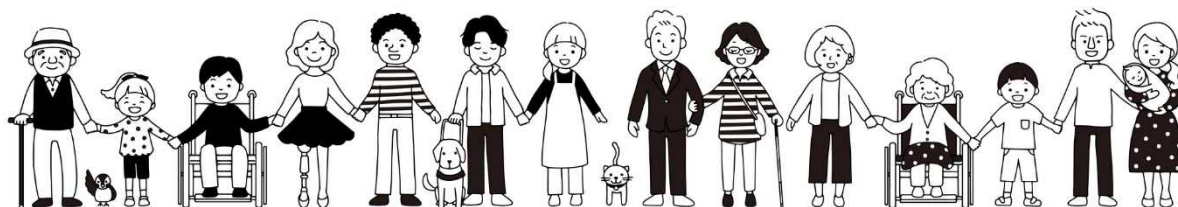
第1節 計画の基本理念

障がいのある方もない方も誰もが、一人一人が主体性を持ちながら、その能力を發揮し、生き生きとした生活を共に送ることができる地域社会の実現ができるようなまちづくりを推進します。

第4期計画においては、第3期計画の基本理念である「誰もが共に支えあい、自立して自分らしく、安心して暮らしていけるまちづくり」を踏襲し、この理念を障がいのある方もない方も誰にも浸透を図り、「共生社会」の実現をめざすものです。

◇◇◇ 基本理念 ◇◇◇

誰もが共に支えあい、自立して自分らしく、
安心して暮らせるまちづくり



「共生社会」とは

障がいがある、ないにかかわらず、女の人も男の人も、お年寄りも若い人も、すべての人がお互いの人権（私たちが幸福に暮らしていくための権利）や尊厳（その人の人格を尊いものと認めて敬うこと）を大切にし、支え合い、誰もが生き生きとした人生を送ることができる社会、これを「共生社会」といいます。

この「共生社会」をともにつくっていかなければなりません。

社会には、さまざまな状況や状態にあたりする人々がいますが、「共生社会」は、さまざまな人々が、すべて分け隔てのなく暮らしていくことのできる社会です。障がいのある人もない人も、支える人と支えを受ける人に分かれることなくともに支え合い、さまざまな人々の能力が發揮されている活力ある社会です。（首相官邸「心のバリアフリー」研修資料より）

第2節 計画の基本目標

基本理念を実現するために、次の3つの基本目標を設定し、施策の展開を推進していきます。

1 認め合い・支え合うまちづくりの推進

共生社会の実現には、すべての町民が障がいや障がいのある方への正しい理解を深める必要があり、一方で、障がいのある方の社会参加を積極的に促す等、相互で意識向上に努めるよう支援体制を推進します。

また、それぞれのライフステージにおいて、個人の尊厳が重んじられ、障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが地域の中であたりまえに普通の生活を営むことができるよう切れ目のない支援が受けられる地域社会をめざします。

今般のコロナ禍により、社会的な行動が制限され、医療・福祉サービスの提供に制約が生じるほか、本町の障害福祉施策にも多大な影響を及ぼしました。また、地域にあっては、中止や停止を余儀なくされた支え合いの地域活動やボランティア活動も少なくありません。

地域での支え合い活動を回復・発展させ、誰一人取り残さない「共生社会」の実現をめざします。

2 自立と社会参加の支援体制の充実

個々の障がいの特性に配慮したサービスの提供に努めるとともに、身近なところで気軽に相談が受けられる体制の充実を図る等、地域全体で障がいのある方とその家族を支援します。

また、保健・医療・福祉の連携を強化し、地域住民による支え合いと公的支援が連動した包括的な支援体制の構築をめざします。

3 安全・安心なまちづくり

だれもが気軽に外出ができ、地域で活動できるよう、建築物や生活関連施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインの考え方を活かしたまちづくりを進めるとともに、差別や偏見のない心のバリアフリーを推進し、障がい者にとって社会生活上のバリア（障壁）がない地域社会の実現をめざします。

また、障がいのある方が安心して日常生活を送ることができるよう、地域住民と連携のもと、防災・防犯体制の充実をめざします。

第3節 施策の体系図

基本理念

**誰もが共に支えあい、自立して自分らしく、
安心して暮らせるまちづくり**

基本目標	重点施策	具体的施策
<p>3 2 1</p> <p>安 自 認 全 立 め ・ と 合 安 社 い 心 会 ・ な 参 支 ま 加 え ち の 合 づ 支 う く り 援 ま 体 ち 制 の づ の くり 充 の 実 の 推 進</p>	1 相談支援体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ①基幹相談支援センター機能の強化 ②包括的な相談支援体制の整備
	2 保健/医療/福祉の連携、サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ①保健/医療/福祉分野の連携強化 ②障がい福祉サービスの充実 ③地域生活支援拠点の整備
	3 ポストコロナの「共生社会」の推進	<ul style="list-style-type: none"> ①包括的ネットワークの構築 ②広報活動・啓発活動 ③インクルーシブ教育の推進
	4 雇用・就労の促進	<ul style="list-style-type: none"> ①雇用促進 ②一般就労の支援 ③福祉的就労の支援
	5 社会参加の支援	<ul style="list-style-type: none"> ①ボランティア・NPO 組織の確保と育成 ②地域での支え合い活動の支援 ③移動支援
	6 差別の解消と権利擁護の推進	<ul style="list-style-type: none"> ①差別解消の徹底、周知・啓発 ②障害者差別解消法の改正対応 ③成年後見制度の周知 ④虐待防止の周知
	7 バリアフリーの促進	<ul style="list-style-type: none"> ①施設等のバリアフリー化 ②ユニバーサルデザインに基づく施設等の整備 ③バリアフリー化等の町民理解の推進
	8 災害時の支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ①災害時の支援体制の整備 ②避難行動支援者への周知 ③町民への制度周知

第4章 重点施策の展開

第1節 相談支援体制の強化

【現状と課題】

身近なところで様々な相談ができることは、障がい者やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために極めて重要なことです。

アンケート調査で「障がいのある人が地域で自立して生活を送るために、重要と思う取組」について聞いたところ、「相談窓口や情報提供の充実」と回答した人は、障がい者で45.5%、障がい児で53.8%、障がい者(児)以外町民で59.7%と、それぞれ高い率となりました。

障がい者アンケート調査では、「悩みや困ったことの相談先」として最も多かった回答は「家族親戚」で77.5%でした。それ以外では、「医療関係者」(25.3%)や「知人友人、同じ状況の仲間」(24.9%)となっています。困った時の相談支援体制については、「満足している」との回答が29.2%ですが、「気軽に相談できる場所がない」、「専門的な相談窓口が不足している」等、何らかの状況により不足を感じている回答が25.7%となっています。

町では、「庄内町障害者相談支援センター」を社会福祉協議会に委託し、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として位置付け、相談支援体制の強化を図ってきました。しかしながら、今回の障がい者アンケート結果では、センターが身近な相談窓口として十分に周知されておらず、担うべき役割を果たせずにいる現状がわかりました。

また、少子高齢化に伴う家族形態の変化や社会的要因によって、障がい者の抱える課題は、当事者のみならずその家族が抱える課題を含めて、複雑化・多様化してきています。

今後は、関係機関の連携をさらに密接にし、かつ、一体的な機能を持った包括的な相談支援体制の構築が求められています。

障がいのある人が地域で自立して生活を送るために、重要と思う取組(複数回答)

	選択項目	順位	率
障がい者	相談窓口や情報提供の充実	1位	45.5%
障がい児		3位	53.8%
障がい者(児)以外町民		1位	59.7%

【具体的施策】

①基幹相談支援センターの機能の強化

基幹相談支援センターである「庄内町障害者相談支援センター」が担う業務は、以下の業務と捉え、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、今後、主任相談支援専門員の配置を検討するなど、円滑な運営に必要な人員の配置に努めることで、地域の相談支援事業者等に対する専門的な指導助言を行うとともに、人材育成の支援を行う体制の構築を進めます。

また、個別の事例から明らかになる地域の課題を整理・分析し、その課題の解決に向け、地域全体が同じレベルの課題意識をもてる環境をつくるという役割も求められており、相談事業の評価や困難事例への対応等とともに、町が設置する地域自立支援協議会を兼ねた保健医療福祉推進委員会（以下「地域自立支援協議会」という。）の意見も踏まえ、地域課題の解決を図っていけるよう運営の充実に努めます。

- 1 総合的・専門的な相談支援の実施
障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的かつ専門的な相談支援を行うとともに、積極的な訪問支援を推進する。
- 2 地域の相談支援体制の強化
地域における相談支援事業所に対する専門的な指導や助言を行うとともに、人材育成について支援する。また、地域の相談機関との連携強化を図る。
- 3 地域移行・地域定着の促進
住み慣れた地域で安心して生活できるための体制整備に係るコーディネートを推進する。
- 4 権利擁護・虐待の防止
成年後見制度を必要とする方に対する支援を実施するとともに、障がい者等に対する虐待防止に取り組む。
- 5 地域自立支援協議会との連携
地域課題の発生要因や解決方策を検討し、課題解決のための実際の活動方法及び方針を決定していく組織との連携を強化する。

②包括的な相談支援体制の整備

障がい者が求めるニーズや相談は、障がいの種別やその特性より多様化・複雑化しており、それらにきめ細かく対応する専門的な支援を切れ目なく提供することは、障がい者やその関係者が地域で生活していくためには極めて重要です。

しかしながら、単独の相談機関では十分に対応できない、いわゆる「制度の狭間」という課題があります。

そのため、その課題解決を図る観点から、社会福祉協議会・福祉サービス事業所・障がい者団体等の福祉関係機関のほか、民生委員・児童委員等の地域の福祉活動関係者や医療機関など各分野との連携を強化し、複合的な課題に対応するため包括的な相談支援体制の整備を検討していきます。

第2節 保健/医療/福祉の連携、サービスの充実

【現状と課題】

障がい者を取り巻く環境の多様化に対応すべく、本町においても関係機関との間で情報共有と連携強化を進めてきましたが、昨今の「精神障がい者や高齢障がい者の増加」「障がい福祉サービスの対象に難病患者が追加されたこと」等の状況の変化により、より一層の連携強化を進め、一貫した支援体制を整備することが重要になっています。

今回の障がい者アンケート回答者のうち29.0%の人が要支援・要介護認定を受けていると回答しており、高齢の障がい福祉サービス利用者に関しては、介護保険サービス優先の原則に従い、障がい福祉サービスから介護保険サービスへの移行がスムーズに行われるよう、関係部署との情報共有、連携の強化を進めなければなりません。

また、障がいにつながる疾病や生活習慣病の予防、重症化予防のための健康づくりの意識付けを行うとともに、近年増加している精神疾患及び自殺の予防の為、保健分野と連携して対策を進めていく必要があります。

障がい者アンケート調査では、「相談先に悩みを相談することで解決できているか」という問いに対し、「解決できている」と回答した人は39.9%となっています。「生活の中で悩みごとや困ったことがあるか」という質問に対しては、介護、経済的なこと、医療、家族・家庭働くこと等、回答が多岐にわたっています。関係機関が連携を強化し個々の状況に応じた適切な支援を円滑に提供できるように支援体制の整備を進める必要があります。

また、「障がい福祉サービスを利用していない理由」の間では、「手続きが不明」(18.6%)「サービスの情報がない」(16.3%)「利用方法、契約方法がわかりにくい」(5.8%)等約4割の人が制度情報不足を理由として挙げています。さらに「町で生活するうえでサービスは足りているか」の問いに対して、「足りていると思う」と回答した人は22.1%となっています。このことから、障がい福祉サービスの制度の周知と共に、不足しているサービスに関しては事業所等に働きかけを行っていく必要があります。

障がい児アンケート調査では、将来のことで不安に思うことは、「親が亡くなった後の生活の経済的な保証」が92.3%で最も高く、次いで「お子さんの就職のこと」(84.6%)、「親が亡くなった後の住まいのこと」、「親が亡くなった後の生活の介護者」(共に76.9%)の順となっています。「親亡き後」の備えに対しての不安が多くなっています。

【具体的施策】

①保健/医療/福祉分野の連携強化

障がい者が各ライフステージを通じて適切な支援を受けられるよう、保健、医療、福祉分野やその他の関係分野のそれぞれの機関が連携を強め、切れ目のない支援を行います。

具体的には、健康診断や各種検診により疾病や障がいを持つ可能性のある子どもを早期に発見し、適切な療育が受けられるよう、保健師、保育園、幼稚園や医療機関等の関係機関との連携を強化し、障がいの発見からその後の継続的な支援を行うため、中核的支援施設として「児童発達支援センター」を整備し、早期療育体制の充実に努めます。

また、近年増加する生活習慣病やうつ病等の精神疾患、自殺、ひきこもりの予防啓発と、こころとからだの健康を保ち、病気や精神障がい等について正しい理解が図られるよう保健・医療分野と連携して、健康教室や講演会、研修会を開催します。

町では、平成 28 年度から「ひきこもり相談窓口」として電話相談、面談相談及びLINE 相談を実施しています。しかし、精神障がい疑われる方の受診勧奨、養護者の高齢化による経済的な課題、当事者のみならずその家族が抱える課題等が多様化・複雑化していることから、今後は課題解決に向けた関係機関連携体制を検討し、支援のためのネットワークの構築を図ります。

②障がい福祉サービスの充実

町は、障がい者が必要なときにいつでも障がい福祉サービスを利用できるよう、町の広報や、ホームページ、各種パンフレット等により定期的に情報を提供し、障がい福祉サービスの制度について理解と周知を進めます。

加えて、障がい福祉計画に基づき、利用者本位のサービスが利用できるよう、ニーズを把握し、不足しているサービスの情報を事業所等へ働きかけ、利用者が選択できるような体制を整え、町内事業所等関係機関と連携し、個々の状況や要望を的確に把握することで、適切な障がい福祉サービスが受けられるよう支援を行うとともに、提供されるサービスの質と量の確保・充実に努めます。

また、障害者総合支援法により、障がい者の範囲に難病等の方たちも加わり、平成 27 年より必要と認められた障がい福祉サービスを難病患者が利用できることになりました。疾病数も拡大されていることから、この改正を周知し、難病患者の個々のニーズに応じた適正なサービスの提供に努めます。

65 歳以上となった高齢障がい者等については、障がい福祉サービスから介護保険サービス等へ円滑に移行利用できるよう、関係機関との調整、連携を強化し、障がいの特性やこれまでの生活を考慮したサービスの提供に向けた支援に加え、公的サービス以外のインフォーマルなサービスの活用により、地域生活の支援体制の向上に努めます。

③地域生活支援拠点の整備

障がい者の高齢化・重度化や、「親亡き後」に備えるとともに、入所施設や病院からの地域移行を進めるため、重度障がいにも対応することができる専門性を有し、地域の生活で生じる障がい児・者やその家族の緊急事態への対応を図るものとして、地域生活支援拠点を整備することが求められています。

具体的には、①相談支援②体験の場・機会の提供③緊急時の受入・対応④専門性⑤地域づくりの 5 つの機能を集約して実施するものとされています。

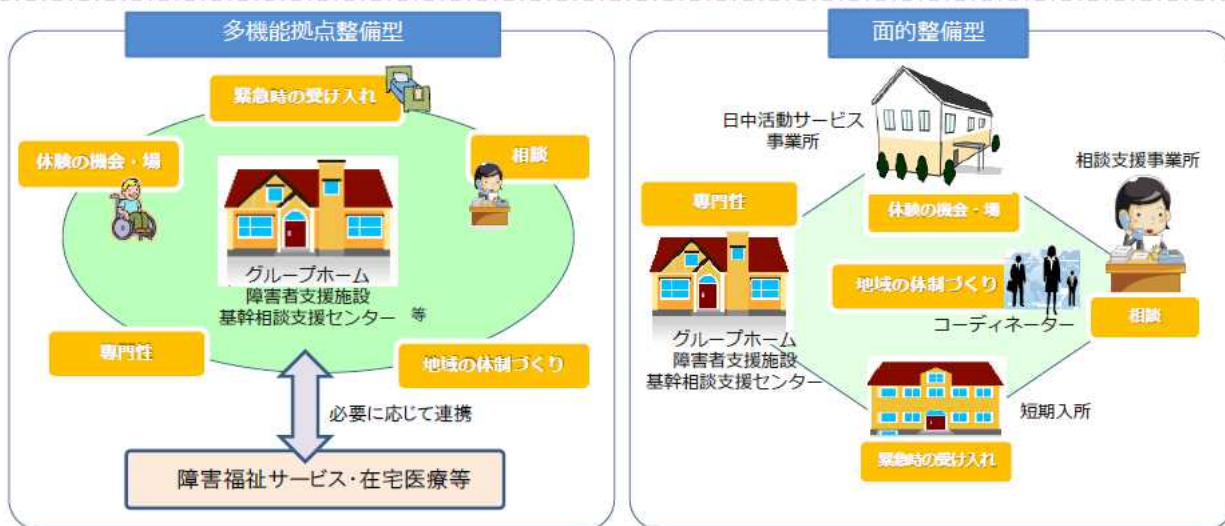
地域生活支援拠点の整備については、令和 5 年 4 月 1 日に庄内町地域生活支援拠点事業実施要綱が施行され、拠点の運用に向け協力事業所の登録を経て発足しており、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス体制の充実に努めます。

地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、**居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）**を、地域の实情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

●**地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ）** ※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の实情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。



第3節 ポストコロナの「共生社会」の推進

【現状と課題】

コロナ禍により、障がいのある人に限らず、社会的な行動が制限され、医療・福祉サービスの提供にも制約が生じたほか、本町の障害福祉施策においても多大な影響を及ぼしました。ワクチン接種等の感染防止対策もあり、令和5年5月には新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行されてからは、少しずつ日常が取り戻されつつあります。

こうした中、障がいのある人をはじめ、すべての人が積極的に社会参加し、互いに人格と個性を尊重して支え合う「共生社会」の実現には、事業者や町民の幅広い理解のもとで、環境整備に係る取組を含め、地域住民や多様な主体が自らのこととして考え、参画することが重要です。

障がい者が地域で自分の希望に沿った生活を送るためには、関係機関の連携だけでなく、自治会や民生委員をはじめとする地域住民の方々の理解や支援が不可欠です。福祉、医療等特定分野に限らない地域生活課題を把握し、関係機関と協働することで課題を解決することが重要です。

最近では、長期入院者が地域で生活するための環境整備が整わず、入院が長期化する例も増えてきています。課題を抱えた方の地域生活を支援するため、地域における障がいに対する理解を促進し、通常の生活をベースとした支援ネットワークを整備することで、必要なときに必要なサービスや支援が提供できることが重要です。

また、障がいの早期発見・療育をし、個々の状況にあった教育が受けられるようにすることで、将来の自立と社会参加ができるよう支援することが必要です。障がい者アンケートでは、「周囲からの理解や配慮が、感じられなかったことはあるか」の問に対して19.4%が「ある」と回答しており、「誰から」という問に対しては「近隣の人」という回答(16.3%)も少なくありません。このような状況からも、より一層の地域住民への理解促進、支援体制の確立が重要となっています。

【具体的施策】

①包括的ネットワークの構築

医療機関や他の行政だけでなく、地域レベルにおいて自治会や民生委員とも連携しながら、障がいの有無に関わらず支援が必要な人へ援助できるように努めます。些細なことでも情報共有し、障がい者やその関係者が必要な支援を受けられるように、多機関の協働による包括的な相談支援体制の整備を進めます。

②広報活動・啓発活動

障がいや障がい者に対する差別や偏見を取り除くため、町広報紙や本町社会福祉協議会広報紙、各種事業等により、ノーマライゼーション※1の理念の普及からさらに一歩進み、すべての人を社会の構成員として包み、支え合い、共に生きる社会を目指すソーシャル・インクルージョン※2の視点の普及に努めます。

※1 障がいや障がい者に対するノーマライゼーション

障がいのある人もない人も、社会の一員として、互いに尊重し合い、支え合いながら、地域の中で共に生活することが正常（ノーマル）な社会のあり方であるという考え方。

※2 ソーシャル・インクルージョン

すべての人を社会の構成員として包み、支え合い、共に生きる社会を目指すという考え方であり、障がいのある人が普通の場所で普通の生活をする事。

③ インクルーシブ教育※3の推進

保健分野との連携を図り、障がいの早期発見・療育、切れ目のない相談体制を整備します。学校教育との連携を図り、個々の障がい児の状況に応じた教育の選択ができるよう支援します。障がいの有無にかかわらず自分に合った配慮を受けながら教育を受け、自立と社会参加ができるよう支援します。

※3 インクルーシブ教育

障がいのある子どもを含むすべての子どもに対して、それぞれの教育的ニーズにあった適切な教育的支援を「通常の学級」において行う教育のこと。

第4節 雇用・就労の促進

【現状と課題】

町では就労訓練サービスの充実、福祉部門と産業・雇用部門との連携を進めてきましたが、雇用・就労状況は依然として厳しい状況にあり、引き続き支援体制の充実を図る必要があります。障がい者アンケートの「現在働いているか」の問に対して「働いている」と回答した人は28.5%にとどまっています。さらにその中で正社員雇用されている人は19.4%となっており、依然低い水準となっています。また、「働いていない」と回答した人の中で、「働きたいが働けない」と回答した人が13.5%おり、理由としては「障がいが重い・病弱」が39.1%と多くなっています。個々の状況に応じて適切な支援を行う必要があります。本人の希望に沿った働き方ができるよう、事業主への働きかけや福祉制度の周知、関係機関との連携を引き続き強化します。

また、「企業で働くために重要と思うこと」の問では、「障がい特性に配慮した職場環境の整備」(16.6%)「企業、上司、同僚の理解」(13.0%)との回答となっています。これらの課題を解決していくことで就労希望者が増えるよう取り組んでいく必要があります。

平成30年度からは障害サービスに「就労定着支援」が追加されており、一般企業に対する国等からの就職後のサポートの取組も進められています。

【具体的施策】

①雇用促進

庄内町障害者相談支援センター、ハローワーク、自立支援センター等の関係機関と連携し、個々の状況に応じた多様な働き方に対応できるように支援します。国や県、関係機関と連携し、事業主に対する障がい者雇用を促進する各種助成制度等の周知徹底とともに、理解を深めるための啓発を推進します。

②一般就労の支援

障がい福祉サービスの就労移行支援等の提供により、知識・技術の習得や雇用機会の確保や、関係機関との連携により、個々の適正に合った職場への就労・定着を支援します。

また、「就労定着支援」の推進により、就労先の労働環境や業務内容に順応し、長く働き続けられるよう支援します。

③福祉的就労の支援

障がい福祉サービスの就労継続支援により、就労の場の提供を行います。

また、工賃向上に向けて、障害者優先調達推進法による「庄内町障がい者就労施設等からの物品及び役務等調達方針」に基づき、町が発注する物品又は役務等を、障がい者就労施設等から優先的に調達することにより、福祉的就労の支援に努めるとともに、国や県で行う工賃向上のセミナー情報の事業所への提供等により意識向上を図るほか、町内の福祉サービス事業者が行うバザー（SUNSUN バザー）を定期的開催できるよう支援します。

第5節 社会参加の支援

【現状と課題】

障がい者が安心して地域で生活を送るためには、公的サービスによる支援だけでは限界があります。自立と社会参加等をサポートするためには、ボランティア、NPO組織等による支援や、地域での支え合いが重要となります。

また、障がい者が地域において充実した生活を送るためには、社会活動やスポーツ活動・文化活動等に、積極的に参加できるような環境づくりが必要となります。

障がい者アンケート結果では、障がい者が自立して生活を送るために重要と思う取組についての回答が、「ボランティア活動等の地域活動の推進」が回答全体の8.3%となっており、障がい者の社会参加をより促進するためには、参加する機会の提供、参加しやすい環境の整備とともに、参加を支援する活動の推進が求められているといえます。

障がい者(児)以外町民アンケートでは、地域で行われている障がいのある人、ない人相互の交流活動や催し、ボランティア活動等への参加の有無は、「参加したことがない」が88.4%、「参加したことがある」が8.3%となっており、参加者は限定的なものとなっています。

一方、今後参加したい交流活動や催し、ボランティア活動等は、「障がいのある人が働いているお店等を利用する」が38.4%で最も高く、次いで「わからない」(36.6%)、「障がいのある人々のための募金をする」(14.8%)、「地域のボランティア活動に参加する」(12.0%)、「障がいのある人々が必要とする場所の提供や物の援助を行う」(11.1%)の順となっており、何らかの支援や活動の意思を示している人も潜在的にいることから、情報の提供や働きかけが重要となります。

これまでも、社会福祉協議会が設置しているボランティアセンターが軸となり、地域の方々がボランティア活動に参加しやすい環境の整備を進めてきました。また、障害者相談支援センターや障がい者団体との連携を図り、団体の活性化を促進し、障がい者が気軽に参加できるような活動の場の提供を推進してきました。

コロナ禍により、中止や停止を余儀なくされた支え合いの地域活動やボランティア活動も少なくありませんが、地域での支え合い活動を回復・発展させるため、今後も引き続き社会福祉協議会との連携を強化し、ボランティアセンターの機能強化の推進を支援するとともに、地域での見守りや助け合いの地域福祉活動を推進し、障がい者がより地域で暮らしやすい環境の整備を進めていく必要があります。

【具体的施策】

①ボランティア・NPO組織の確保と育成

社会福祉協議会が拠点となり、ボランティアセンターを設置し、活動の推進を図っています。今後も、社会福祉協議会と連携を強化し、ボランティア活動啓発のための情報提供に努め、地域福祉活動の中核的な役割を担うボランティアセンターの機能強化を推進し、手話通訳や移動支援等の障がい者の社会参加を支援するボランティアの育成支援に力を入れ、積極的な活用を図っていきます。また、地域福祉活動の担い手となるような、NPO組織の育成を推進していきます。

②地域での支えあい活動の支援

障害者相談支援センターや障がい者団体等と連携した、身近な活動の場の提供や、地域での交流機会の増大等、障がい者の社会参加の促進を図っていきます。また、民生委員・児童委員や自治会等、地域との連携を強め、地域の見守りや助け合い活動を推進するとともに、障がい者が地域の行事や活動に積極的に参加できるよう支援し、安心して生活できる地域づくりに取り組んでいきます。

③移動支援

自分で車を運転することができないなど、社会参加がしづらい障がい児・者に対する、移動支援に取り組んでいきます。

第6節 差別の解消と権利擁護の推進

【現状と課題】

障がいの有無や程度によって分け隔てられることなく、個人の尊厳が重んじられ、互いに人格と個性を尊重しあいながら、支え合って暮らしていける地域社会の実現のためには、障がいを理由とする差別の解消に取り組む必要があります。

障がい者アンケート結果では、「これまで虐待をされたと感じたことがあるか」という問いに対し「ある」と回答した人が6.3%、「周囲からの理解や配慮が感じられなかったことがあるか」という問いに対し「ある」と回答した人が19.4%となっています。

「成年後見制度を知っているか」という問いに対し、「言葉も内容も知っている」と回答した人は、障がい者は23.3%、障がい児は7.7%、障がい者(児)以外町民は34.3%にとどまりました。

これまでも、人権思想の啓発活動や福祉教育の推進を行ってきましたが、平成28年4月に「障害者差別解消法」が施行され、行政機関や民間事業者に対し、障がいを理由とする不当な差別的取扱いを禁止し、障がいのある人が直面する社会的障壁について、本人の求めに応じて合理的な配慮を行うことを義務付けられました。(民間事業者に対しては、令和6年4月から義務付けられます。)

この法に基づき、町では、全ての町民が、障がい及び障がいのある人に対する理解を深め、障がいを理由とする差別の解消を推進することにより、障がいのある人もない人も共に自分らしい生活を営み、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目的に、「庄内町障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」が令和4年4月に施行されました。

しかし「障害者差別解消法」及び「庄内町障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」の認知度は、現時点では障がい者(児)、その他町民ともに低い状況となっています。

障がいを理由とする差別の解消の徹底をより一層図るとともに、制度の周知・啓発に取り組み町民への浸透を図っていく必要があります。

「成年後見制度」の認知度

	言葉も内容も知らない	言葉を聞いたことはあるが、内容は知らない	言葉も内容も知っている
障がい者	32.8%	31.6%	23.3%
障がい児	61.5%	30.8%	7.7%
障がい者(児)以外町民	30.6%	26.4%	34.3%

「障害者差別解消法」の認知度

	言葉も内容も知らない	言葉を聞いたことはあるが、内容は知らない	言葉も内容も知っている
障がい者	55.7%	19.0%	12.3%
障がい児	38.5%	30.8%	30.8%
障がい者(児)以外町民	54.6%	26.9%	8.8%

「庄内町障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」の認知度

	言葉も内容も知らない	言葉を聞いたことはあるが、内容は知らない	言葉も内容も知っている
障がい者	58.1%	23.3%	8.3%
障がい児	61.5%	30.8%	7.7%
障がい者(児)以外町民	61.6%	23.6%	5.6%

※「庄内町障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」の概要

○障がいのみを理由とする差別の禁止

条例では、社会的障壁をなくすために、次の2つのことを「障がいを理由とする差別」であるとしており、差別をしてはならないことを基本的な考え方としています。

1つ目は、「不当な差別的取扱い」です。障がいがあるという理由だけで、障がいのない人と異なる不利益な取扱いをしてはいけません。

例えば、正当な理由なく、障がいを理由として、サービスや各種機会を提供しないことです。

2つ目は、「合理的配慮をしないこと」です。障がいのある人等から、社会的障壁を取り除いてほしいという求めがあった時は、その時々状況に応じて、社会的障壁を取り除く努力をしなければいけません。

なお、いずれもやむを得ず対応できない時は理由や事情を説明する必要があります。

○障がいを理由とする差別の禁止

この条例では、「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の提供」について「庄内町」と「事業者」とに分けて、次のように定めています。

	不当な差別的取扱い	合理的配慮の提供
庄内町	禁止（してはならない）	法的義務（しなければならない）
事業者	禁止（してはならない）	努力義務（するように努めなければならない）

※令和6年4月1日から、改正法の施行により、事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されます。（【具体的施策】に詳細記載）

○相談体制の整備

町は、障がいのある人等からの、障がいを理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、必要な相談体制の整備を図ります。

【具体的施策】

①差別解消の徹底、周知・啓発

行政や関係機関、各種民間事業者に対し、障がい者が適切な配慮を受けられるよう差別解消の徹底を図るとともに、周知、啓発を図ります。

「障害者差別解消法」及び「庄内町障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」の趣旨について町民への浸透を図ります。

また、関係機関と連携し、情報共有の強化、支援体制の充実に努めます。

②障害者差別解消法の改正対応

令和3年5月に障害者差別解消法が改正され、令和6年4月1日から事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されます。これまで民間の事業者において「努力義務」とされていた合理的配慮の提供が、国や地方公共団体等と同様に「法的義務」とされることから、必要な条例改正や町民、事業者への制度周知を行います。

③成年後見制度の周知

知的障がい、精神障がい等によって、物事を判断する能力が十分ではない方について、本人の権利を守るために「成年後見制度」の一層の周知を図っていきます。関係機関との連携を深めるとともに、制度の利用を必要とされる方が、身近なところで支援が受けられるよう、基幹相談支援センターにおいて、成年後見制度利用支援事業を実施するよう調整します。

④虐待防止の周知

虐待を予防するため、障がい者虐待防止に関する理解を深めるための広報・啓発を行うとともに、早期発見・未然防止のため、地域自立支援協議会の意見を踏まえ、地域や民生委員・児童委員による見守り体制の強化に努めます。

また、障がい福祉サービス事業所等の関係機関との連携を強化し、虐待を受けた障がい者等の迅速かつ適切な保護及び養護者の負担軽減の支援等を行うため、関係機関の連携強化や相談・支援体制の整備に努めます。

第7節 バリアフリーの促進

【現状と課題】

障がい者の自立や社会参加の促進のためには、障がい者にとって安全で利用しやすい公共施設等の建築物、道路、公園、交通機関等生活関連施設のバリアフリー化が求められています。公共施設については、バリアフリー化に向けた整備は一定程度進められてきており、改修や改築等の際は、県民、事業者及び県それぞれが共通の認識と連携の下に、それぞれの立場でその役割を担い、みんなにやさしいまちづくりに取り組むことを謳っている「山形県みんなにやさしいまちづくり条例」等、関係法令等に基づきバリアフリー化を進めてきました。引き続き、バリアフリー化、ユニバーサルデザインに配慮し、障がい者や高齢者が安心して暮らせるまちづくりを推進していきます。

また、バリアフリー化やユニバーサルデザインの推進は、安全、安心なまちづくりにつながり、障がい者の社会参加にもつながるため、今後も利用する障がい者の視点に立った環境整備に継続して取り組んでいく必要があります。

障がい者(児)以外町民アンケートでは、「ユニバーサルデザイン」について、「言葉も内容も知らない」が44.0%、「言葉も内容も知っている」が25.5%、「言葉を聞いたことはあるが、内容は知らない」が22.2%となっています。バリアフリー化やユニバーサルデザインについての町民への理解を推進する必要があります。

【具体的施策】

①施設等のバリアフリー化

新たに整備を行う公共施設については、障がい者の利用を考慮した整備を行うとともに、既存施設のバリアフリー化に向けた整備改善を推進します。高齢者や障がい者に配慮した町営住宅の整備や、歩行者の利便性や安全性を確保した歩道の整備、障がい者優先駐車場や多目的トイレの整備等、安全に安心して利用できる施設整備に努めます。

また、地域生活支援事業の住宅改修費助成事業により、住宅のバリアフリー化を支援し、生活環境の向上に取り組んでいきます。

②ユニバーサルデザインに基づく施設等の整備

公共施設については、障がいの有無、年齢、性別等にかかわらず、誰もが快適で利用しやすいユニバーサルデザイン※の考え方を積極的に取り入れ、高齢者や障がい者に配慮した誰もが安心して安全に利用できる環境の整備を推進します。

③バリアフリー化等の町民理解の推進

バリアフリー化やユニバーサルデザインについての町民の理解を推進します。

※ユニバーサルデザイン

障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、誰もが利用しやすいよう形状や機能に配慮して、都市や生活環境をデザインしていこうとする考え方です。

第8節 災害時の支援体制の整備

【現状と課題】

地震や火災等、災害時において、障がい者や高齢者をはじめとする「避難行動要支援者」の安全を速やかに確保するためには、居住する地域の中での支援体制を確立しておく必要があります。本町では、民生委員・児童委員及び自主防災組織等と連携を図りながら、障がい者等要援護者の状況把握、避難体制の確立、避難所における対応等を図ってきました。しかし、東日本大震災にみられるような地震等の大規模災害の場合は、行政の支援には限界があり、地域での支え合い活動がより一層重要となる上、避難所においても障がいの種別や病状に配慮した支援が求められるため、地域との情報共有や避難所の整備に努める必要があります。

障がい者アンケート調査では、「一人で避難所に避難できるか」という問に対し、「できる」と回答した人が43.5%、「できない」と回答した人が26.9%、「わからない」と回答した人が17.0%となっており、多数の方が支援を必要としている状況にあることがわかります。

「近所にあなたを支援してくれる人がいるか」という問に対し、「いる」と回答した人が29.2%、「いない」と回答した人が35.6%、「わからない」と回答した人が20.2%となっており、支援を必要とする方が多数いる中で、支援者がいない、わからないと、避難時の不安を抱えている方が多数いる状況が伺えます。このことから、地域との情報共有のみならず、支援される側への情報提供が重要であることがわかりました。

また、「災害発生時や避難所での不安」については「自分に合った食事や必要な薬の入手」が34.4%とで最も高くなっており、物資の確保が難しい災害時において、障がいに対応した支援や医療的ケアが受けられるかの不安が大きいことがわかります。そのため、高齢者や障がい者等、災害時に支援が必要な方々に配慮した避難施設「福祉避難所」の設置が必要となってきます。

一方、障がい者(児)以外町民アンケートでは、「避難行動要支援者台帳」について、「言葉も内容も知らない」が58.8%、「言葉を聞いたことはあるが、内容は知らない」が19.4%、「言葉も内容も知っている」が13.0%となっており、認知度が低い状況です。災害時「支援する側」の町民にも制度の周知の強化が必要となっています。

【具体的施策】

①災害時の支援体制の整備

民生委員・児童委員及び自主防災組織等と連携し、避難行動要支援者台帳を整備することにより、障がい者等要援護者の状況を把握し、地域における助け合いによる避難支援体制を整備するため、「個別避難計画」の作成を推進し、避難の事前準備や救助活動の支援体制の強化を図るとともに、警察、消防とも情報を共有し、連携の強化に努めます。

また、避難所における、医薬品の確保やプライバシーが保たれたスペースの設置等、障がいの種別や病状に配慮した支援が受けられるような福祉避難所の整備や、より効果的な支援が行えるよう関係機関と連携した支援の有り方について検討していきます。

②避難行動要支援者への周知

障がい者が理解しやすい、障がいに配慮した災害時の情報提供方法について検討するとともに、緊急通報装置等の普及を促進し、緊急時に適切に対応できる通報体制の充実を図ります。

また、避難行動要支援者名簿の整備を行う場合には、地域の援護者との情報共有のみならず、要支援者に対しても名簿への登載事実を伝え、避難時の対応を確認し、災害時に迅速に避難所まで非難できるよう体制の整備を進めていきます。

③町民への制度周知

災害時「支える側」の町民にも避難行動要支援制度等の周知を図ります。

第6章 計画の推進に向けて

第1節 施策相互の連携

障がい者のニーズに対応していくために、保健・医療・福祉・教育の連携だけではなく、地域社会を構成する住民、NPO、ボランティア団体、福祉サービス事業者、企業、社会福祉協議会及び行政等が協働の視点に立って、それぞれの役割を果たすとともに、相互に連携を図りながら、総合的かつ効果的な計画の実施に取り組みます。

第2節 計画の進行管理

本計画の推進に当たっては、計画に即した施策の展開が円滑に行われるように進行を管理するとともに、計画の推進状況を把握し、事業の評価や新たな課題への対応を図っていくことが重要です。

計画の目標達成のため、計画策定後は施策の進捗状況を取りまとめ、的確に施策の評価を実施するとともに、「地域自立支援協議会」において、関係者の参画を求め、幅広い立場から意見を聴き、計画の全体的な実施状況を点検・評価します。

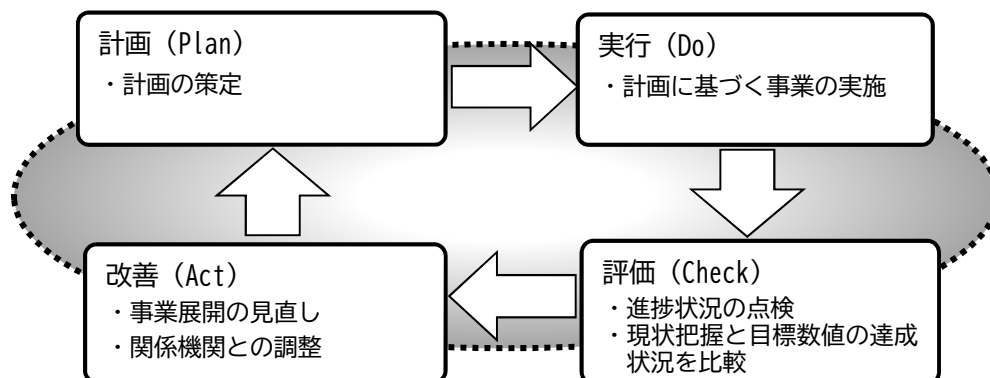
なお、計画期間中に社会情勢等の変化や、新たな国や県の施策や事業の変更等により、本町における障がい福祉施策に大きな影響を及ぼす動きも予測されるため、計画期間中においても、必要に応じて計画内容の見直しを行い、計画の効果的な推進を図ります。

また、障害者総合支援法においては、障がい福祉計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認められるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講じること（PDCAサイクル※）とされています。

※PDCAサイクル

さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善に広く活用されているマネジメント手法で、「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「改善（Act）」のプロセスを順に実施するものです。

業務をすすめていく上で、計画をたて、それを実行し、結果を評価した後、改善して次のステップへとつなげていく過程は、業務の質を高めていく上で必要となります。



第2編

第7期 庄内町障がい福祉計画

目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
第1節 計画策定の趣旨.....	1
第2節 障害福祉計画・障害児福祉計画における国の基本指針の概要.....	1
第3節 計画の位置付け.....	4
第4節 計画の期間.....	4
第2章 第6期庄内町障がい福祉計画の進行管理表.....	6
第1節 障がい福祉サービスの支給決定・受給状況.....	6
第2節 第6期障がい福祉計画の進捗状況.....	7
第3節 指定障がい福祉サービス等の利用状況.....	11
第4節 地域生活支援事業の実施に関する事項.....	14
第4章 第7期庄内町障がい福祉計画の成果目標.....	18
第1節 福祉施設の入所者の地域生活への移行.....	18
第2節 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	18
第3節 地域生活支援の充実.....	19
第4節 福祉施設から一般就労への移行等.....	19
第5節 相談支援体制の充実・強化等.....	20
第6節 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築.....	20
第5章 見込量及び確保方策.....	21
第6章 地域生活支援事業の実施に関する事項.....	25
第1節 実施する事業の内容.....	25
第2節 各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び見込量.....	27
第3節 必要な見込量の確保のための方策.....	28
第7章 計画の進行管理.....	29
第1節 点検及び評価体制.....	29
第2節 成果目標と活動指標について.....	29
第3節 計画の普及・啓発.....	29

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

本町では、「第3期庄内町障がい者計画」において掲げる基本理念「みんなが互いに支え合い、自立して自分らしく、安全に安心して暮らせるまちづくり」を目標に、「第6期庄内町障がい福祉計画」を策定し、各種施策の推進に取り組んできました。

現計画が令和5年度に最終年度を迎えることから、各年度のサービス見込量について達成状況の点検・評価を行い、その結果や障がい者を取り巻く様々な環境の変化を踏まえつつ内容を見直し、令和6年度から令和8年度までの「第7期庄内町障がい福祉計画」を策定するものです。

本計画は、障がいをお持ちの方が生涯を通じて自立した生活を送ることができるよう、必要とされる障がい福祉サービスや相談支援が、身近な地域において受けられる体制の確保と円滑な実施について定めます。

なお、障がい児支援の提供体制の整備等については、「児童福祉法」において、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応する支援の充実を図るため「市町村障がい児福祉計画」の策定が義務づけられていることから、「第3期庄内町障がい児福祉計画」を別編にて策定します。

第2節 障害福祉計画・障害児福祉計画における国の基本指針の概要

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）の概要は以下のとおりです。

（1）障害福祉計画・障害児福祉計画における国の基本的理念

- 1 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 2 市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等
- 3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 4 地域共生社会の実現に向けた取組
- 5 障がい児の健やかな育成のための発達支援
- 6 障がい福祉人材の確保・定着
- 7 障がい者の社会参加を支える取組定着

(2) 基本指針見直しの主な事項

- ①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
 - ・ 重度障がい者等への支援に係る記載の拡充
 - ・ 障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し
- ②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
 - ・ 精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備
 - ・ 医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定
- ③福祉施設から一般就労への移行等
 - ・ 一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定
 - ・ 一般就労中の就労系障がい福祉サービスの一時利用に係る記載の追記
- ④障がい児へのサービス提供体制の計画的な構築
 - ・ 児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
 - ・ 障がい児入所施設からの移行調整の取組の推進
 - ・ 医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
 - ・ 聴覚障がい児への早期支援の推進の拡充
- ⑤発達障がい者等支援の一層の充実
 - ・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進
 - ・発達障がい者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進
- ⑥地域における相談支援体制の充実強化
 - ・ 基幹相談支援センターの設置等の推進
 - ・ 協議会の活性化に向けた成果目標の新設
- ⑦障がい者等に対する虐待の防止
 - ・ 自治体による障がい者虐待への組織的な対応の徹底
 - ・ 精神障がい者に対する虐待の防止に係る記載の新設
- ⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組
 - ・ 社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設
- ⑨障がい福祉サービスの質の確保
 - ・ 都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加
- ⑩障がい福祉人材の確保・定着
 - ・ ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
 - ・ 相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加
- ⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障がい（児）福祉計画の策定
 - ・ 障がい福祉DBの活用等による計画策定の推進
 - ・ 市町村内のより細かな地域単位や重度障がい者等のニーズ把握の推進
- ⑫障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進
 - ・ 障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

- ・障がい福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
- ・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備

⑭その他：地方分権提案に対する対応

- ・計画期間の柔軟化
- ・サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

(3) 成果目標（計画期間が終了する令和8年度末の目標）

①施設入所者の地域生活への移行

- ・地域移行者数：令和4年度末の施設入所者数の6%以上
- ・施設入所者数：令和4年度末の5%以上削減

②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：325.3日以上
- ・精神病床における1年以上入院患者数：県が設定する人数
- ・精神病床における早期退院率：3か月後68.9%以上、6か月後84.5%以上、1年後91.0%以上

③地域生活支援の充実

- ・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- ・強度行動障がいを有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること【新規】

④福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上
- ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上【新規】
- ・各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進【新規】
- ・就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上
- ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上

⑤障がい児支援の提供体制の整備等

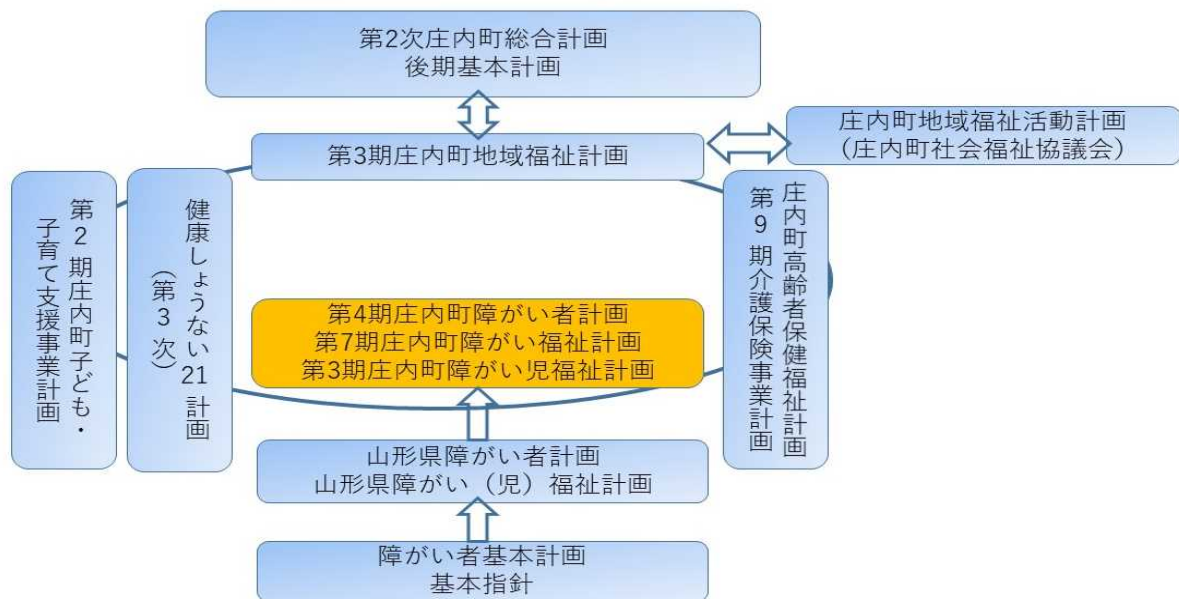
- ・児童発達支援センターの設置：各市町村又は各圏域に1か所以上
- ・全市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築
- ・各都道府県は難聴児支援を総合的に推進するための計画を策定するとともに、各都道府県及び必要に応じて政令市は、難聴児支援の中核的機能を果たす体制を構築
- ・重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所等：各市町村又は圏域に1か所以上
- ・各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置【新規】
- ・各都道府県及び各政令市において、障がい児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置【新規】

- ⑥相談支援体制の充実・強化等
 - ・各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
 - ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等【新規】
- ⑦障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築
 - ・各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築

第3節 計画の位置付け

「第7期庄内町障がい福祉計画」は、障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づく「障害福祉計画」として、国の定める基本指針に基づき、地域において必要な「自立支援給付」、「相談支援」並びに「地域生活支援事業」の各種サービスが計画的に提供できるよう、令和8年度末までの障がい福祉に関する成果目標を設定し、それに伴う活動指標となる各年度のサービス量を見込み、必要なサービスの提供体制を確保し障がい施策を推進する取組を定めるものです。

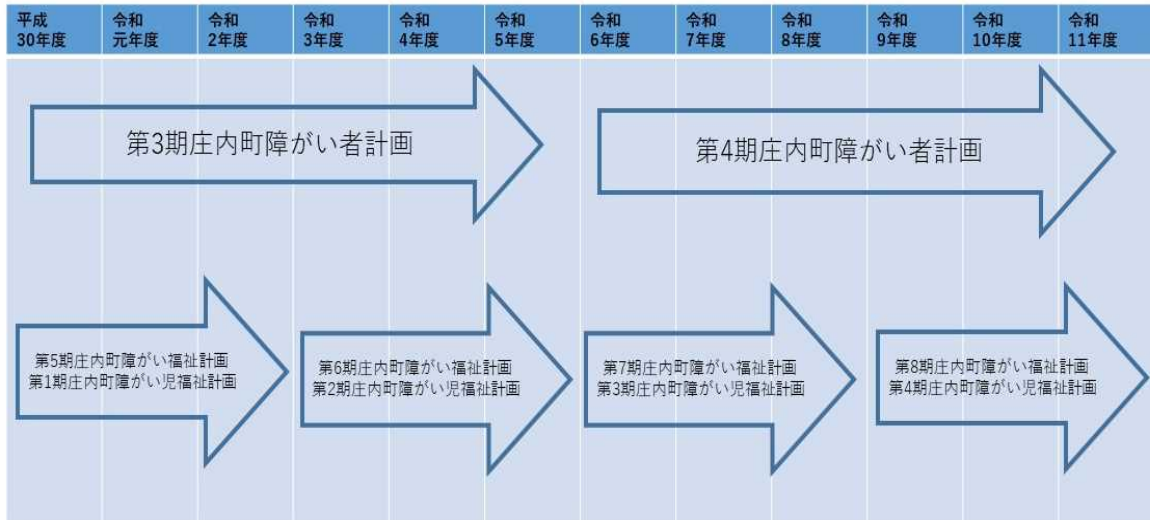
また、様々な分野の取組を総合的、一体的に進めるため策定された「第2次庄内町総合計画」を踏まえつつ、「庄内町地域福祉計画」を土台とし、「第4期庄内町障がい者計画」や共通の基本理念をもつ各分野の関連する個別計画との整合性を図りながら策定するものです。



第4節 計画の期間

本計画は、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とします。

なお、計画の実効性を確保するため、障害者総合支援法第88条の2により、定期的に計画の達成状況を調査し、分析し、及び評価することとされており、サービスの見込量については、毎年度、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認められるときは、計画の変更等を行うこととします。



第2章 第6期庄内町障がい福祉計画の進行管理表

第1節 障がい福祉サービスの支給決定・受給状況

本町で障害者総合支援法のサービスの支給決定数は 522 人となっており、うち実際にサービスを利用している受給者数は 455 人で、給付率は 87.2%となっています。

令和5年7月末日現在

サービスの機能	サービスの種別	支給決定者数	受給者数	給付率
居宅での介護	居宅介護	18人	15人	83.3%
	重度訪問介護	0人	0人	0.0%
	同行援護	4人	2人	50.0%
	行動援護	0人	0人	0.0%
	重度障害者包括支援	0人	0人	0.0%
日中活動支援	生活介護	65人	60人	92.3%
	自立訓練(機能訓練)	0人	0人	0.0%
	自立訓練(生活訓練)	6人	6人	100.0%
	就労移行支援	2人	2人	100.0%
	就労継続支援A型	6人	5人	83.3%
	就労継続支援B型	106人	98人	92.5%
	就労定着支援	3人	3人	100.0%
療養介護	2人	2人	100.0%	
短期入所支援	短期入所	49人	7人	14.3%
居宅支援	共同生活援助	30人	30人	100.0%
	施設入所支援	38人	32人	84.2%
相談支援	計画相談支援	193人	193人	100.0%
	地域移行支援	0人	0人	0.0%
	地域定着支援	0人	0人	0.0%
合計		522人	455人	87.2%

※支給決定者数は、一人で複数のサービスを利用されている場合もあるため、実人数とは異なります。

※支給決定者数は7月末現在で支給決定を受けている者、受給者数は7月に利用があった者。

第2節 第6期障がい福祉計画の進捗状況

第6期障がい福祉計画における成果目標に対する実績と、サービス見込量に対する各年度の進捗状況は下記のとおりです。

【成果目標】

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	目標値	実績(見込み)	考え方
令和元年度末の施設入所者数 (A)	38人	38人	
令和5年度末の施設入所者数 (B)	37人	39人	
【目標値】 地域生活移行者数 (C) 地域生活移行率 (C)÷(A)	3人 7.9%	2人 5.26%	令和元年度末時点の施設入所者のうち、令和5年度末までにグループホーム等へ移行するものの数 (国の指針：6%以上)
【目標値】 削減見込 (A-B) 減少率 ((A)-(B))÷(A)	1人 2.63%	-1人 -2.63%	差引減少見込み数 (国の指針：1.6%以上)

●障がいをお持ちの方やその介護者であるご家族の高齢化により、年々施設入所者は増加しています。

令和元年度末の入所者数は38人であり、令和5年度末における目標値37人に対し、実績見込み数は39人となり1人増加しています。

また、若年層については、施設入所による支援によりグループホーム等での生活が可能となっても、移行先となるグループホーム数の不足により移行できる数は限られていること等から、施設入所からグループホーム等へ移行する方の数は、令和5年度末の目標値3人に対し、実績見込数は2人となっています。

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

●精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築のため、保健・医療・福祉関係者による圏域における協議の場において検討することとしてきましたが、実施には至っていません。

精神障がいのある方が地域で安心して暮らせるよう切れ目のない支援を行えるよう体制整備を図る必要があります。

3 地域生活支援拠点が有する機能の充実

項目	数値	考え方	現状又は見込数
地域生活支援拠点の整備	1箇所	令和5年度末の数	体制整備完了
地域生活支援拠点の運用状況の検証及び検討	2回/年	令和5年度末における地域生活支援拠点の運用状況の検証及び検討回数	1回/年

●地域生活支援拠点の整備について、令和5年4月1日に庄内町地域生活支援拠点事業実施要綱が施行されました。このことにより、地域の生活で生じる障がい児・者やその家族の緊急事態への対応が図られることになりました。

※地域生活支援拠点

障がいの重度化、障がい者の高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場所、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がいのある方の生活を地域全体で支えるサービスの提供体制の拠点

4 福祉施設から一般就労への移行等

●福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて令和5年度中に一般就労に移行する者は2人と見込んでいます。目標の設定に当たっては、令和元年度の一般就労への移行実績の2.5倍と設定しましたが、利用者数の状況等により実績としては1.0倍となりました。

また、就労移行支援事業の利用者数については、令和5年度末における利用者数が令和元年度末における利用者数の1.5倍とすることを目標としていましたが、利用者数の状況により、0.5倍となっています。

就労定着支援による職場定着率は、令和4年度末での利用者が2名となっており、利用者の職場定着に向け支援を行っているため、定着率については目標としている7割以上となる見込みです。

項目	目標値	実績 (見込み)	考え方
現在の年間一般就労移行者数 (A)	2人	2人	令和元年度中に福祉施設を退所し、一般就労した者の数
目標年度の一般就労移行者数 (B)	5人	2人	令和5年度中に福祉施設を退所し、一般就労する者の数
【増加率】 (B)÷(A)	2.5倍	1.0倍	国の指針：1.27倍以上とする
現在の就労移行支援業利用者の年間一般就労移行者数 (C)	2人	2人	就労移行支援事業利用者のうち、令和元年度中に一般就労に移行した者の数
目標年度の就労移行支援支援事業利用者の年間一般就労移行者数 (D)	3人	2人	就労移行支援事業利用者のうち、令和5年度中に一般就労に移行する者の数
【増加率】 (D)÷(C)	1.5倍	1.0倍	国の指針：1.30倍以上とする
現在の就労継続支援A型事業利用者の年間一般就労移行者数 (E)	0人	0人	移行継続支援A型事業利用者のうち、令和元年度中に一般就労に移行した者の数
目標年度の就労継続支援A型事業利用者の年間一般就労移行者数 (F)	1人	0人	移行継続支援A型事業利用者のうち、令和5年度中に一般就労に移行する者の数
【増加率】 (F)÷(E)	—	—	国の指針：概ね1.26倍以上とする
現在の就労継続支援B型事業利用者の年間一般就労移行者数 (G)	0人	0人	就労継続支援B型事業利用者のうち、令和元年度中に一般就労に移行した者の数
目標年度の就労継続支援B型事業利用者の年間一般就労移行者数 (H)	1人	0人	就労継続支援B型事業利用者のうち、令和5年度中に一般就労に移行する者の数
【増加率】 (H)÷(G)	—	—	国の指針：概ね1.23倍以上とする
現在の年間一般就労移行者のうち、就労定着支援事業の利用者数	2人	—	平成31年4月から令和元年9月の間に福祉施設を退所し、一般就労に移行した者の数
	2人	—	上記のうち、就労定着支援事業を利用した人数
目標年度の年間一般就労移行者数のうち、就労定着支援事業利用者の割合	7割	7割	令和5年度中に福祉施設を退所し、一般就労に移行する者(就労移行後6月以上経過した者に限る。)のうち、就労定着支援事業を利用している者の割合 国の指針：7割以上とする

5 相談支援体制の充実・強化等【新たな項目】

●令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保を図るという目標でしたが、庄内町障害者相談支援センターを設置し、体制を整備しました。

項 目	内 容
総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保	庄内町障害者相談支援センターを設置し、体制を整備済み

6 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築【新たな項目】

●県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修へ参加し障がい福祉サービス等の理解を深め、また、県が実施する指定障害福祉サービス事業者等に対する指導監査の結果の情報提供を受けることで、指定障害福祉サービス事業者等の適正な運営について県との共有化を図る等、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制の構築に努めました。

第3節 指定障がい福祉サービス等の利用状況

①訪問系サービス

【居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者包括支援】

在宅の重度障がい者に対する訪問系サービスについては、居宅介護サービスの利用者の状況によって、利用実績の増減が見られます。同行援護については、利用者一人当たりの利用時間が増えたため、利用実績は増加となっています。

サービス種別		単 位		令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)
訪問系サービス	居宅介護	時間分/月	見込量	102	115	115
			実績	155	119	119
		達成率		152.0%	103.5%	103.5%
	重度訪問介護	時間分/月	見込量	0	0	0
			実績	0	0	0
		達成率		0.0%	0.0%	0.0%
	同行援護	時間分/月	見込量	12	12	12
			実績	16	18	18
		達成率		133.3%	150.0%	150.0%
	行動援護	時間分/月	見込量	0	0	0
			実績	0	0	0
		達成率		0.0%	0.0%	0.0%
	重度障害者包括支援	時間分/月	見込量	0	0	0
			実績	0	0	0
		達成率		0.0%	0.0%	0.0%

②日中活動系サービス

【生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、療養介護、短期入所】

障がい者の生活能力の維持、向上を目指す自立訓練や、障がい者の一般就労への移行を目指す就労移行支援については、利用期間が原則2年間となっており、新しい利用者が増えない傾向にあります。

自立訓練（生活訓練）については、令和5年度に町内に新しく事業所ができたにより、増加が見込まれます。

個々に応じた働く場を提供する就労継続支援などの日中活動系サービスについては、利用の増減が見られます。

令和元年度からの就労定着支援の事業開始により、一般就労を継続するための土台づくりとして効果的な支援を行うことができるようになっていきます。

生活介護の利用実績は、障がい者の高齢化や重度化により増加が見込まれますが、ここ2～3年の実績としては横ばいとなりました。

円滑な地域生活を支える短期入所は、施設入所への待機として利用するケースもありますが、親亡き後の利用を見据えた体験的な利用などが見られるようになっていきます。

サービス種別		単 位		令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)
日中活動系サービス	生活介護	人日分/月	見込量	1,114	1,158	1,204
			実績	1,131	1,116	1,116
		達成率		101.5%	96.4%	92.7%
	自立訓練 (機能訓練)	人日分/月	見込量	0	0	0
			実績	0	0	0
		達成率		0.0%	0.0%	0.0%
	自立訓練 (生活訓練)	人日分/月	見込量	106	115	123
			実績	47	49	73
		達成率		44.3%	42.6%	59.3%
	就労移行支援	人日分/月	見込量	144	144	144
			実績	76	64	64
		達成率		52.8%	44.4%	44.4%
	就労継続支援 A型	人日分/月	見込量	220	220	220
			実績	171	120	120
達成率		77.7%	54.5%	54.5%		
就労継続支援 B型	人日分/月	見込量	1,750	1,820	1,890	
		実績	1,757	1,711	1,711	
	達成率		100.4%	94.0%	90.5%	
就労定着支援	人分/月	見込量	4	4	2	
		実績	4	3	3	
	達成率		100.0%	75.0%	150.0%	
療養介護	人分/月	見込量	2	2	2	
		実績	2	2	2	
	達成率		100.0%	100.0%	100.0%	
短期入所	人日分/月	見込量	25	25	25	
		実績	19	14	14	
	達成率		76.0%	56.0%	56.0%	

③居住系サービス

【共同生活援助、施設入所支援、自立生活援助】

地域生活移行を進めるうえで重要となる共同生活援助施設の利用は、保護者の高齢化などにより利用希望者は増加していますが、本町を含め近隣の市町村の事業所において空きがあまりない状況となっています。同様に施設入所支援についても、将来的には入所希望とされている状況となっていますが、必要な時に入所できるかは難しい状況にあります。

自立生活援助は、圏域に事業を行っている事業所がない状況となっています。

サービス種別		単 位		令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)
居 宅 系 サ ー ビ ス	共同生活援助 (共同生活介 護)	人分/月	見込量	31	32	33
			実績	30	30	30
		達成率		96.8%	93.8%	90.9%
	施設入所支援	人分/月	見込量	37	36	37
			実績	38	38	37
		達成率		102.7%	105.6%	100.0%
	自立生活援助	人分/月	見込量	0	0	0
			実績	0	0	0
		達成率		0.0%	0.0%	0.0%

④相談支援

【計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援】

障がい福祉サービスの利用に当たり、個人の意向を尊重し、一人一人の状況に応じたサービス利用計画の作成及び見直しを行う計画相談支援は、サービス利用者全員が利用している状況です。令和3年度からの制度改正によるモニタリング期間の変更等により実績は増加しましたが、以降は横ばいとなっています。令和5年度については、町内に相談支援事業所ができたことにより増加が見込まれます。

また、福祉施設の入所者及び入院中の精神障がい者の地域生活への移行を支援する地域移行支援や、地域生活を始めた方を支援する地域定着支援については利用の実績はありません。

サービス種別		単 位		令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)
相 談 支 援 サ ー ビ ス	計画相談支援	人分/月	見込量	48	50	52
			実績	48	45	46
		達成率		100.0%	90.0%	88.5%
	地域移行支援	人分/月	見込量	0	0	1
			実績	0	0	0
		達成率		0.0%	0.0%	0.0%
	地域定着支援	人分/月	見込量	0	0	0
			実績	0	0	0
		達成率		0.0%	0.0%	0.0%

第4節 地域生活支援事業の実施に関する事項

障害者総合支援法によるサービスは、全国一律で共通に提供される「障がい福祉サービス」と、地域の実情に応じて市町村が実施する「地域生活支援事業」に大別されます。

地域生活支援事業は、障がい者等がその有する能力や適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、住民に最も身近な市町村が地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により事業を実施するものです。法律上実施しなければならない必須事業と、地域の実情に応じて実施することができる任意事業があり、必須事業には、障がい者の自立した日常生活や社会生活を支える上で重要なサービスが位置付けられています。

本町では、これまで実施してきた事業の実績やニーズ等を踏まえ、以下の事業を効率的・効果的に実施することにより、障がいの有無に関わらず人格と個性を尊重し安心して暮らせる地域社会の実現を図りました。

【必須事業】

(1) 理解促進研修・啓発事業

全ての町民が障がい及び障がいのある方への理解を深め、障がいを理由とする差別の解消を推進することにより、共生社会を実現することを目的とした「庄内町障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」を制定しました。

(2) 相談支援事業

相談支援事業は、基幹相談支援センターとして、社会福祉協議会に委託して「庄内町障害者相談支援センター」を設置し、事業を実施しています。

専門の相談員を配置し、障がい者やその家族からの相談に応じ、障がい福祉サービスの利用や情報の提供、療育上の悩みや人間関係の悩み等へのアドバイス、専門機関への紹介を行うとともに、困難事例等と判断した場合は、関係者による調整会議を開催し、その対応について協議しました。なお、必要に応じて地域自立支援協議会兼ねる保健医療福祉推進委員会（以下「地域自立支援協議会」という。）へ報告しています。

今後は、さらに地域の相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、人材育成の支援を行う体制の構築に努めます。

(3) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度を利用する障がい者に対し、庄内町成年後見制度利用支援事業実施要綱に基づき支援しました。

(4) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能等の障がいのため意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に対して手話通訳者等を派遣し、意思疎通の円滑化を図りました。利用者が固定しているため、より利用が進むよう事業周知に努めます。また庄内町議会での要約筆記を行いました。

(5) 日常生活用具給付等事業

重度障がい者が自立した日常生活を送るために必要な用具の給付及び住宅改修費の助成を行いました。申請件数は、排泄管理支援用具が最も多く、全体の90%以上を占めております。

(6) 移動支援事業

障がい者等の社会活動の参加及び自立生活の促進を図ることを目的に、個別支援型事業及び車両移送型事業を行いました。現在は、個別支援型事業を行っている事業所がなく、車両移送型事業の実施のみとなっています。

(7) 地域活動支援センター事業

町内の事業所（ドレミファ、ひまわり園）に事業を委託し、在宅の障がい者等を対象として、創作的活動や交流の場を提供し、生きがいづくりや仲間づくりを通して、社会参加の促進を図りました。

【任意事業】

(8) 日中一時支援事業

障がい者等の日中における交流やレクリエーション等の活動の場を提供することによって、その家族の就労支援や日常的に介護している家族の一時的な休息を確保しました。

(9) 自動車改造助成事業

身体障がい者の就労等社会参加を促進するため、障がい者自ら又は介護者が運転する自動車の改造に係る費用に対して支援しました。申請は年度によりばらつきがある状況となっています。

(10) 声の広報発行事業

文字による情報入手が困難な障がい者のために、音声訳により町の広報「しょうない」議会報「こんにちは庄内町議会です」を定期的に提供しました。利用者は固定しており、年々減少しているため、事業周知に努めます。

2 地域生活支援事業の利用状況

事業名	単位	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)	
(1) 理解促進研修・啓発事業	実施	見込量	実施	実施	実施
		実績	実施	実施	実施
	達成率	100.0%	100.0%	100.0%	
(2) 相談支援事業					
相談支援事業	箇所	見込量	2	2	2
		実績	2	2	3
	達成率	100.0%	100.0%	150.0%	
基幹相談支援センター	有無	見込量	有	有	有
		実績	有	有	有
	達成率	100.0%	100.0%	100.0%	
(3) 成年後見制度利用支援事業	件	見込量	1	2	2
		実績	0	0	1
	達成率	0.0%	0.0%	50.0%	
(4) 意思疎通支援事業	回	見込量	3	3	3
		実績	1	1	1
	達成率	33.3%	33.3%	33.3%	
(5) 日常生活用具給付等事業					
① 介護・訓練支援用具	件	見込量	2	2	2
		実績	0	0	1
	達成率	0.0%	0.0%	50.0%	
② 自立生活支援用具	件	見込量	3	3	3
		実績	1	3	0
	達成率	33.3%	100.0%	0.0%	
③ 在宅療養等支援用具	件	見込量	3	3	3
		実績	0	1	0
	達成率	0.0%	33.3%	0.0%	
④ 情報・意思疎通支援用具	件	見込量	3	3	3
		実績	0	3	3
	達成率	0.0%	100.0%	100.0%	
⑤ 排泄管理支援用具	件	見込量	95	95	95
		実績	70	79	90
	達成率	73.4%	83.2%	94.7%	
⑥ 居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	見込量	1	1	1
		実績	1	0	0
	達成率	100.0%	0.0%	0.0%	

事業名	単位		令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)
(6) 移動支援事業 実利用見込者	人	見込量	5	5	5
		実績	7	5	7
	達成率		140.0%	100.0%	140.0%
// 延べ利用見込時間	時間	見込量	450	450	450
		実績	290	79	465
	達成率		64.4%	17.6%	103.3%
(7) 地域活動支援センター事業	人	見込量	15	18	20
		実績	24	21	14
	達成率		160.0%	116.7%	70.0%
(8) 日中一時支援事業	人	見込量	10	12	15
		実績	14	15	15
	達成率		140.0%	125.0%	100.0%
(9) 自動車改造助成事業	件	見込量	1	1	1
		実績	1	1	0
	達成率		100.0%	100.0%	0.0%
(10) 声の広報発行事業	人	見込量	12	12	12
		実績	9	8	7
	達成率		75.0%	66.7%	58.3%

※地域活動支援センター事業の実績は体験利用者を含む。

第4章 第7期庄内町障がい福祉計画の成果目標

第1節 福祉施設の入所者の地域生活への移行

令和8年度末における施設入所者から地域生活に移行する者の数値目標を設定します。

当該数値目標の設定に当たっては、令和4年度末の施設入所者の6%以上が地域生活に移行することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定します。

また、令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から、5%以上削減することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定します。

項目	数値	考え方
令和4年度末時点の施設入所者数 (A)	37人	
令和8年度末時点の施設入所者数 (B)	35人	
地域移行者数 (C) 地域移行率 (C) / (A)	3人 8.1%	令和4年度末時点の施設入所者のうち、令和8年度末までにグループホーム等へ移行するものの数 (国の指針：6%以上)
施設入所者削減見込み (A-B) 削減率 ((A)-(B)) / (A)	2人 5.41%	施設入所者削減見込み数 (国の指針：5%以上)

第2節 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築のため、保健・医療・福祉関係者による圏域における協議の場において検討することとします。

精神障がいのある方が地域で安心して暮らせるよう切れ目のない支援を行える体制整備を図ります。

第3節 地域生活支援の充実

①地域生活支援拠点の整備・運用

障がい者の重度化・高齢化や親亡き後を見据えて、必要な機能を有した地域生活支援拠点の整備を進め、効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制を構築のうえ、その機能の充実・強化のため、運用上の検証、検討を図ります。

項目	数値	考え方
地域生活支援拠点の整備	1箇所	令和8年度末の数 (令和5年度末をもって整備)
地域生活支援拠点の運用状況の検証及び検討	1回/年	令和8年度末における地域生活支援拠点の運用状況の検証及び検討回数

②強度行動障がい支援ニーズを把握・支援体制の整備【新規】

強度行動障がいを有する者に関し、町又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めます。圏域との協議を進めていきます

第4節 福祉施設から一般就労への移行等

一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定については次のとおりであり、目標達成に向け推進していきます。

項目	数値	考え方
現在の年間一般就労移行者数 (A)	3人	令和3年度中に福祉施設を退所し、一般就労した者の数
目標年度の一般就労移行者数 (B)	6人	令和8年度中に福祉施設を退所し、一般就労する者の数
【増加率】 (B) / (A)	2.0倍	国の指針：1.28倍以上とする
現在の就労移行支援事業利用者の年間一般就労移行者数 (C)	1人	就労移行支援事業利用者のうち、令和3年度中に一般就労に移行した者の数
目標年度の就労移行支援事業利用者の年間一般就労移行者数 (D)	2人	就労移行支援事業利用者のうち、令和8年度中に一般就労に移行する者の数
【増加率】 (D) / (C)	2.0倍	国の指針：1.31倍以上とする
現在の就労継続支援A型事業利用者の年間一般就労移行者数 (E)	0人	就労継続支援A型事業利用者のうち、令和3年度中に一般就労に移行した者の数
目標年度の就労継続支援A型事業利用者の年間一般就労移行者数 (F)	1人	就労継続支援A型事業利用者のうち、令和8年度中に一般就労に移行する者の数
【増加率】 (F) / (E)	-	国の指針：概ね1.29倍以上とする

項 目	数 値	考 え 方
現在の就労継続支援B型事業利用者の年間一般就労移行者数 (G)	2人	就労継続支援B型事業利用者のうち、令和3年度中に一般就労に移行した者の数
目標年度の就労継続支援B型事業利用者の年間一般就労移行者数 (H)	3人	就労継続支援B型事業利用者のうち、令和8年度中に一般就労に移行する者の数
【増加率】 (H) / (G)	1.5倍	国の指針：概ね1.28倍以上とする
現在の就労定着支援事業の年間利用者数 (I)	5人	令和3年度の就労定着支援事業の利用者数
目標年度の就労定着支援事業の年間利用者数 (J)	8人	令和8年度の就労定着支援事業の利用者数
【増加率】 (J) / (I)	1.6倍	国の指針：1.41倍以上とする

第5節 相談支援体制の充実・強化等

①各市町村において、基幹相談支援センターを設置等

各市町村又は各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保を図ります。

項 目	内 容
基幹相談支援センターの配置	庄内町障害者相談支援センターを設置し、体制を整備済み
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化	庄内町障害者相談支援センターによる指定相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言や人材育成の支援、連携強化の取組や個別事例の支援内容の検証を実施する。 また、庄内町障害者相談支援センターに主任相談支援専門員を令和8年度までに1人配置する。

②協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等【新規】

地域自立支援協議会調整会議において、相談支援事業所の参画により事例検討会を実施し、専門部会で個別事例検討会を通じ地域サービス基盤の開発・改善等を行います。

第6節 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

県と町において障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制の構築に努めます。

第5章 見込量及び確保方策

障がい福祉サービス及び相談支援事業の種類ごとの必要なサービス量について、利用実績や利用意向などの地域の実情を踏まえ、各年度における見込量を設定しその確保に努めます。

(1) 訪問系サービス

【サービス概要】

サービス種別	内 容
居宅介護	自宅で入浴、排せつ、食事等の介護その他の必要な日常生活上の支援を行うサービス
重度訪問介護	常に介護が必要な方に、自宅で入浴、排せつ、食事等の介護その他の生活全般にわたる援助や外出時の移動支援等を総合的に行うサービス
同行援護	視覚障がいにより移動が著しく困難な方に、外出に必要な情報の提供や移動の援護等を行うサービス
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な方に、行動する際に危険を回避するための援助や外出時の移動の補助等を行うサービス
重度障害者包括支援	常に介護が必要な方で、介護の必要の程度が著しく高い方に、居宅介護等のサービスを包括的に提供するサービス

【見込量】

サービス種別	単 位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	時間分/月	16	18	19
	人/月	119	134	141
重度訪問介護	時間分/月	0	0	0
	人/月	0	0	0
同行援護	時間分/月	2	2	2
	人/月	18	18	18
行動援護	時間分/月	0	0	0
	人/月	0	0	0
重度障害者等包括支援	時間分/月	0	0	0
	人/月	0	0	0

【見込量確保の方策】

訪問系サービスは、在宅での自立した生活を支えるためのサービスであり多様なニーズが想定されます。今後も利用者の増加が見込まれるため、サービスの提供体制の確保やサービスの質の向上に努めながら利用促進を図ります。

(2) 日中活動系サービス

【サービス概要】

サービス種別	内 容
生活介護	常に介護が必要な方に、施設で入浴、排せつ、食事等の介護その他の必要な日常生活上の支援や創作的活動等の機会を提供するサービス
自立訓練(機能訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行うサービス
自立訓練(生活訓練)	
就労移行支援	通常の事業所で働きたい方に、一定の期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行うサービス
就労継続支援A型	通常の事業所で働くことが困難な方に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行うサービス
就労継続支援B型	
就労定着支援	就労移行支援等を利用し、一般就労に移行した人に対し、就労に伴う環境変化による生活面の課題を支援するサービス
療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理その他必要な支援を提供するサービス
短期入所	自宅で介護をする方が病気の場合などに、短期間、夜間も含めて施設で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の必要な支援を行うサービス

【見込量】

サービス種別	単 位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人日分/月	1,155	1,155	1,155
	人/月	59	59	59
自立訓練(機能訓練)	人日分/月	0	0	0
	人/月	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	人日分/月	73	73	73
	人/月	6	6	6
就労移行支援	人日分/月	64	64	64
	人/月	4	4	4
就労継続支援A型	人日分/月	120	120	120
	人/月	6	6	6
就労継続支援B型	人日分/月	1,711	1,746	1,781
	人/月	98	100	102
就労定着支援	人/月	3	3	3
療養介護	人/月	2	2	2
短期入所	人日分/月	14	14	14
	人/月	4	4	4

【見込量確保の方策】

生活介護及び就労継続支援B型のサービスは利用希望が高く、今後も増加が見込まれます。町内においては、新規事業所が開設され、障がいをお持ちの方が利用する事業所の選択肢が増えました。今後も希望するサービスが適切に利用できるよう、事業所等と調整を図っていきます。

就労定着支援事業は、事業所の開設によりサービス利用が可能となったことから、今後も一般就労した方が、職場に定着できるよう事業の提供体制を確保します。

短期入所については、緊急時の対応や介護者のレスパイト（休息）としての機能も有していることから、利用を希望する時に利用できるようサービス基盤の確保に努めます。

(3) 居住系サービス

【サービス概要】

サービス種別	内 容
共同生活援助	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行うサービス
施設入所支援	主として夜間、施設に入所する方に対し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の必要な日常生活上の支援を行うサービス
自立生活援助	施設入所又はグループホームに入居していた方や精神科病院等を退院した方が自宅で安心した生活を送れるよう支援するサービス

【見込量】

サービス種別	単 位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助	人分/月	30	30	30
施設入所支援	人分/月	37	37	37
自立生活援助	人分/月	0	0	0

【見込量確保の方策】

入所施設等から地域生活への移行を進めるためには、地域における居住の場としてのグループホームを中心とした住まいを確保することが重要です。グループホームの需要は高く、本町や近隣市町村において新たな事業所の開設が望まれます。

施設入所支援に関しては、現在、入所されている方の現況把握に努め、真に入所を必要とする方の入所を支援していきます。

自立生活援助は、地域移行を推進するうえで必要なサービスであるため提供体制の整備に努めます。

(4) 相談支援

【サービス概要】

サービス種別	内 容
計画相談支援	障がい福祉サービス等の利用開始や継続に際して、障がい者の心身の状況、その置かれている環境等を勘案して、必要となるサービス等利用計画を作成するとともに、定期的にサービス等の利用状況の検証及び計画の見直し等を行うサービス
地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している方又は精神科病院に入院している方に対して、住居の確保やその他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行うサービス
地域定着支援	居宅において、単身のために地域生活が不安定な方等に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性により生じる地域生活における課題について相談や訪問等を行うサービス

【見込量】

サービス種別	単 位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人分/月	46	46	46
地域移行支援	人分/月	0	0	0
地域定着支援	人分/月	0	0	0

【見込量確保の方策】

計画相談支援は、現在は町内外の事業所を利用することでサービス量を確保していますが、サービスを利用する者は今後も増加が見込まれるため、一人ひとりの状況に応じたサービス利用計画の作成及び見直しが行われるよう指定相談支援事業者との連携を図ります。

また、地域移行支援は、福祉施設の入所者及び入院中の精神障がい者の方が地域生活を始める上で重要なサービスのひとつであり、退所または退院した方や地域生活が不安定な方が地域生活を継続する上で重要なサービスである地域定着支援とあわせて、サービスが提供できるよう、相談支援事業所等と支援体制の整備と充実を図ります。

※サービスの見込量の単位について

「時間分」⇒「月間の利用人数」に、「一人1か月当たりの平均利用時間」を乗じた得られた数値

「人日分」⇒「月間の利用人数」に「一人1か月当たりの平均利用日数」を乗じて得られた数値

例えば、1か月の間に5人の利用者が平均20日のサービスの提供を受けたときは、 $5人 \times 20日 = 100人日$ となります。

第6章 地域生活支援事業の実施に関する事項

第1節 実施する事業の内容

障害者総合支援法によるサービスは、全国一律で共通に提供される「障がい福祉サービス」と、地域の実情に応じて市町村が実施する「地域生活支援事業」に大別されます。

地域生活支援事業は、障がい者等がその有する能力や適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、住民に最も身近な市町村が地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により事業を実施するものです。法律上実施しなければならない必須事業と、地域の実情に応じて実施することができる任意事業があり、必須事業には、障がい者の自立した日常生活や社会生活を支える上で重要なサービスが位置づけられています。

本町では、これまで実施してきた事業の実績やニーズ等を踏まえ、以下の事業を効率的・効果的に実施することにより、障がいの有無に関わらず人格と個性を尊重し安心して暮らせる地域社会の実現を図ります。

【必須事業】

(1) 理解促進研修・啓発事業

障がいをお持ちの方が日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいをお持ちの方への理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。

(2) 相談支援事業

基幹相談支援センターとして、「庄内町障害者相談支援センター」が設置されており、地域の相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、成年後見制度利用支援事業や虐待対応などの権利擁護等の事業を行うとともに、困難事例等と判断した場合は、関係者による調整会議を開催し、その対応について協議し、必要に応じて地域自立支援協議会へ報告します。

(3) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度を利用する障がい者に対し、庄内町成年後見制度利用支援事業実施要綱に基づき支援します。

(4) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能等の障がいのため意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に対して手話通訳者等を派遣し、意思疎通の円滑化を図ります。

(5) 日常生活用具給付等事業

重度障がい者が自立した日常生活を送るために必要な用具の給付又は貸与、住宅改修費の助成、点字図書等の給付を行います。

(6) 移動支援事業

障がい者等の社会活動の参加及び自立生活の促進を図ることを目的に、個別支援型事業及び車両移送型事業を行います。

(7) 地域活動支援センター事業

在宅の障がい者等を対象として、創作的活動や交流の場を提供し、生きがいづくりや仲間づくりを通して、社会参加の促進を図ります。

【任意事業】

(8) 日中一時支援事業

障がい者等の日中における交流やレクリエーション等の活動の場を提供することによって、その家族の就労支援や日常的に介護している家族の一時的な休息を確保します。

(9) 自動車改造助成事業

身体障がい者の就労等社会参加を促進するため、障がい者自ら又は介護者が運転する自動車の改造に係る費用に対して支援します。

(10) 声の広報発行事業

文字による情報入手が困難な障がい者のために、音声訳により町の広報「しょうない」議会報「こんにちは庄内町議会です」を定期的に提供します。

第2節 各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び見込量

事業名	令和6年度	令和7年度	令和8年度	実施に関する考え方
(1) 理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施	研修会や啓発パンフレットの配布等
(2) 相談支援事業				
相談支援事業	3箇所	3箇所	3箇所	指定相談支援事業者への委託
基幹相談支援センター ※ 設置の有無を記載	有	有	有	指定相談支援事業者への委託
(3) 成年後見制度利用支援事業	1件	1件	1件	制度の申立費用、後見人等の報酬を助成する
(4) 意思疎通支援事業	1回	1回	1回	手話通訳者・要約筆記者への依頼
(5) 日常生活用具給付等事業				
① 介護・訓練支援用具	2件	2件	2件	特殊マット等の給付
② 自立生活支援用具	3件	3件	3件	移動・移乗支援用具等の給付
③ 在宅療養等支援用具	3件	3件	3件	ネブライザー等の給付
④ 情報・意思疎通支援用具	3件	3件	3件	情報・通信支援用具等の給付
⑤ 排泄管理支援用具	95件	95件	95件	ストマ用装具等の給付
⑥ 居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	1件	1件	1件	住宅改修費の助成
(6) 移動支援事業 ※左欄に、実利用見込者、 右欄に延べ利用見込時間を記載。	5人 450時間	5人 450時間	5人 450時間	指定事業者への委託
(7) 地域活動支援センター事業	20人	20人	20人	〃
(8) 日中一時支援事業	15人	15人	15人	〃
(9) 自動車改造助成事業	1件	1件	1件	自動車改造費の助成
(10) 声の広報発行事業	10人	10人	10人	指定事業者への委託

第3節 必要な見込量の確保のための方策

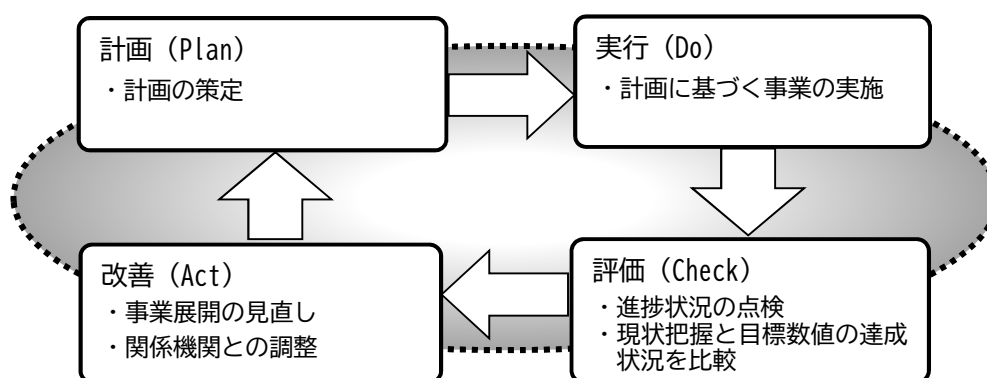
- (1) 障がいをお持ちの方が、住み慣れた地域において、自立した日常生活又は社会生活を営むためには、適切な障がい福祉サービスの提供体制の確保とともに、各種ニーズに対応する相談支援体制の充実が欠かせないものとなります。関係機関との連携を強化し、ニーズに応じた適切な福祉サービスの利用援助ができるよう、相談支援体制の整備を図ります。
- (2) 「成年後見制度利用支援事業」、「意思疎通支援事業」、「日常生活用具給付等事業」、「自動車改造助成事業」、「声の広報発行」などについては、必要とされる方への事業の周知に努めます。

第7章 計画の進行管理

第1節 点検及び評価体制

本計画の推進に当たっては、庁内関係各課と連携を図りながら、進捗状況の確認・評価を行いながら計画を推進するとともに、令和8年度末の目標値として設定した項目についての達成状況を点検・評価する機会を設け、その結果に基づき、必要な対策を行っていくものとします。

毎年の実施状況を地域自立支援協議会に報告し、進捗状況の点検と評価を受けながら、PDCAサイクルの構築に努めます。



第2節 成果目標と活動指標について

① 成果目標

成果指針に関しては、国の示した基本指針を踏まえ、「第7期庄内町障がい福祉計画」に掲げる目標値を成果目標とし、サービス体系の整備を行います。

② 活動指標

活動指標は、成果目標等を達成するためにサービスの必要量の見込みを評価の指標として設定するもので、その進捗を成果目標と合わせて定期的に評価していきます。

第3節 計画の普及・啓発

本計画については、広報等での普及・啓発を行い、計画内容の周知を図ります。

また、一人一人が福祉の担い手であるという意識を持っていただくために、様々な地域活動を通じて障がいへの理解、計画の普及・啓発を行います。

第3編

第3期 庄内町障がい児福祉計画

目次

第1章 計画の策定に当たって.....	1
第1節 計画策定の趣旨.....	1
第2節 計画の位置付け.....	1
第3節 計画の期間.....	1
第2章 第2期庄内町障がい児福祉計画の進行管理表.....	2
第1節 児童福祉法による障がい児サービスの支給決定・受給状況.....	2
第2節 第2期障がい児福祉計画の進捗状況.....	2
第3章 第3期障がい児福祉計画の成果目標.....	7
第1節 児童発達支援センターの設置.....	7
第2節 障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進体制の構築.....	8
第3節 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所等.....	8
第4節 医療的ケア児に対する協議の場の設置及び医療的ケア児等に関する コーディネーターの配置.....	8
第4章 障がい児福祉サービスの見込量及び確保のための方策.....	10
第5章 計画の進行管理.....	12
第1節 点検及び評価体制.....	12
第2節 成果目標と活動指標について.....	12
第3節 計画の普及・啓発.....	12

第1章 計画の策定に当たって

第1節 計画策定の趣旨

この計画は、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応する支援の充実を図るため「市町村障がい児福祉計画」の策定が義務づけられたことから、障がい児施策について、「第3期庄内町障がい児福祉計画」を策定するものです。

第2節 計画の位置付け

「第3期庄内町障がい児福祉計画」は、国の定める基本指針に基づき、障がい児通所支援等の提供体制を整備し、円滑な実施を確保していくため、令和8年度末までの障がい児福祉に関する成果目標を設定し、それに伴う活動指標となる各年度のサービス量を見込み、必要なサービスの提供体制を確保し、障がい児施策を推進する取組を定めるものです。

また、様々な分野の取組を総合的、一体的に進めるため策定された「第2次庄内町総合計画」を踏まえつつ、「第4期庄内町障がい者計画」や「庄内町子ども・子育て支援事業計画」など共通の基本理念をもつ各分野の関連する個別計画との整合性を図りながら策定するものです。

国の基本指針「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の概要については、第2編 第7期 庄内町障がい福祉計画をご参照ください。

第3節 計画の期間

本計画は、令和6年度から令和8年度までの3年間の計画期間とします。

なお、計画の実効性を確保する観点から、定期的に計画の達成状況を調査し、分析し、及び評価することとされており、サービスの見込量については、毎年度、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認められるときは、計画の変更等を行うこととします。

第2章 第2期庄内町障がい児福祉計画の進行管理表

第1節 児童福祉法による障がい児サービスの支給決定・受給状況

本町での児童福祉法のサービスの支給決定者数は35人となっており、すべての方が実際にサービスを利用しています。

令和5年7月末日現在

サービスの機能	サービスの種別	支給決定者数	受給者数	給付率
障がい児支援	児童発達支援	8人	8人	100.0%
	放課後等デイサービス	27人	25人	92.6%
	保育所等訪問支援	1人	1人	100.0%
	医療型児童発達支援	0人	0人	0.0%
	居宅訪問型児童発達支援	0人	0人	0.0%
	障害児相談支援	35人	35人	100.0%

※支給決定者数は、一人で複数のサービスを利用されている場合もあるため、実人数とは異なります。

※支給決定者数は7月末日現在で支給決定を受けている者、受給者数は7月に利用があった者。

第2節 第2期障がい児福祉計画の進捗状況

第2期障がい児福祉計画における数値目標に対する実績と、サービスの見込量に対する期間中の進捗状況は下記のとおりです。

1 児童発達支援センターの設置

児童発達支援センターの設置については、令和4年度から子育て応援課に児童発達支援係を配置し、児童発達支援センターが有する3事業（児童発達支援事業、保育所等訪問支援事業及び相談支援事業）のうち「保育所等訪問支援事業」及び「相談支援事業」については、国の定める事業基準の機能の一部について、身近な地域で出来ることから業務として取り組んでおり、令和5年度には「児童発達支援」についても直接支援として実施することとしました。

但し、専門的な療育が必要な状況の児童については、これまで実績があり受け入れ可能な酒田市はまなし学園がその役割を担っています。なお、子育て応援課では令和5年度中に酒田市と広域設置に向けて協定を結ぶよう協議を行っているところです。

2 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

「保育所等訪問支援事業」については、令和4年度から児童発達支援係で町内全ての保育園及び認定こども園に定期的なサポート訪問を行い保育者への間接支援を実施しています。令和5年度には対象を町内の幼稚園にも拡大しました。

また、「相談支援事業」については、一般相談として保護者への直接支援を行い、必要な場合には関係機関や児童発達支援事業所につなぐとともに連携して支援を行っています。相談支援の対象児童については、就学前に加え就学後においても、その保護者からの相談に対応しています。

令和5年度からは、「児童発達支援」については身近な地域の中で日常生活に対応できるよう就学前の児童及びその保護者に対し支援を行っています。

保育所等訪問支援の概要

厚生労働省 資料

○事業の概要

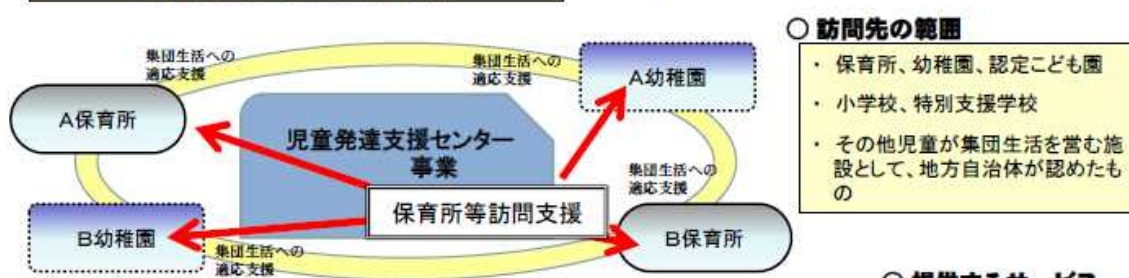
・ 保育所等を現在利用中の障害児、又は今後利用する予定の障害児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、訪問支援を実施することにより、保育所等の安定した利用を促進。

○対象児童

保育所や、児童が集団生活を営む施設に通う障害児
 ＊「集団生活への適応度」から支援の必要性を判断
 ＊発達障害児、その他の気になる児童を対象

個別給付のため障害受容が必要

相談支援事業や、スタッフ支援を行う障害児等療育支援事業等の役割が重要



○訪問先の範囲

- ・ 保育所、幼稚園、認定こども園
- ・ 小学校、特別支援学校
- ・ その他児童が集団生活を営む施設として、地方自治体が認めたもの

○提供するサービス

- ◆ 障害児が集団生活を営む施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等
 (①障害児本人に対する支援(集団生活適応のための訓練等)
 ②訪問先施設のスタッフに対する支援(支援方法等の指導等))
- ◆ 支援は2週に1回程度を目安。障害児の状況、時期によって頻度は変化。
- ◆ 訪問支援員は、障害児施設で障害児に対する指導経験のある児童指導員・保育士(障害の特性に応じ専門的な支援が必要な場合は、専門職)を想定。

3 重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスの確保

重症心身障がい児に対する児童発達支援や放課後等デイサービス等の支援が、身近な地域において受けられるように、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら支援体制を整備していきます。

項目	数値		考え方
重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスの確保	目標	1箇所	令和5年度末の数 (町又は圏域で1箇所確保)
	実績	0箇所	

4 医療的ケア児に対する協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

医療的ケア児に対する必要な支援が、身近な地域で受けられるように、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設け、関連分野が共通の理解に基づき協働する総合的かつ包括的な支援体制を構築します。

また、医療的ケア児が地域で安心して暮らしていけるよう、支援を適切に行える人材を養成するとともに、関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置に努めます。

項目	数 値		考 え 方		
医療的ケア児への適切な支援に向け、保健、医療、障がい福祉等関係機関が連携を図るための協議の場の設置	目標	1箇所	令和5年度末の数 (圏域で1箇所設置済)		
	実績	1箇所	庄内総合支庁事務局の圏域の協議の場を、町にとっての協議の場として位置づけ		
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター配置	人数(実)		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	目標	人	1名	2名	2名
	実績	//	1名	1名	1名

5 児童福祉による障がい児支援

【児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、障害児相談支援】

令和4年度からは町の児童発達支援体制も強化され、これまで以上に児童の特性に合った適正な支援としてサービス利用が図られたため、児童発達支援及び放課後等デイサービスの利用状況は増加しています。

また、保育所等訪問支援事業については、町の保育施設サポート訪問を開始したばかりでしたが、ほぼ見込量の実績となりました。

医療的ケア児や重症心身障がい児が利用する医療型児童発達支援や居宅訪問型児童発達支援については、利用者のニーズを把握し適正なサービスの提供が確保できるよう圏域において関係事業所と調整を図る体制としています。

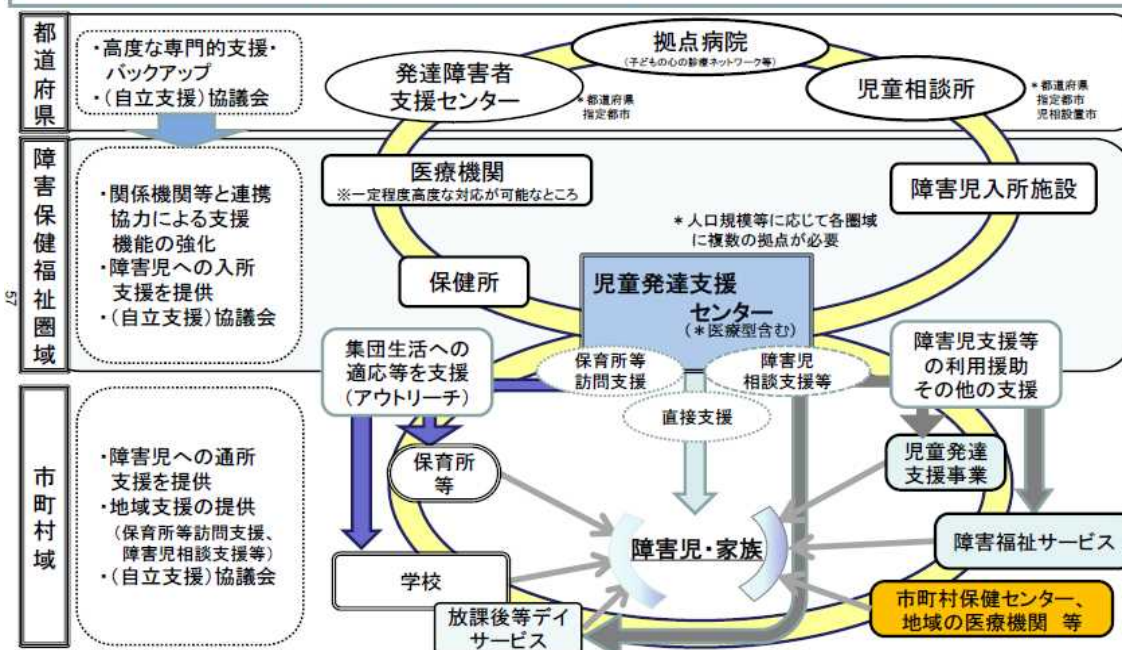
障害児相談支援は、障がい児通所サービスの利用拡大に伴い需要が拡大しています。

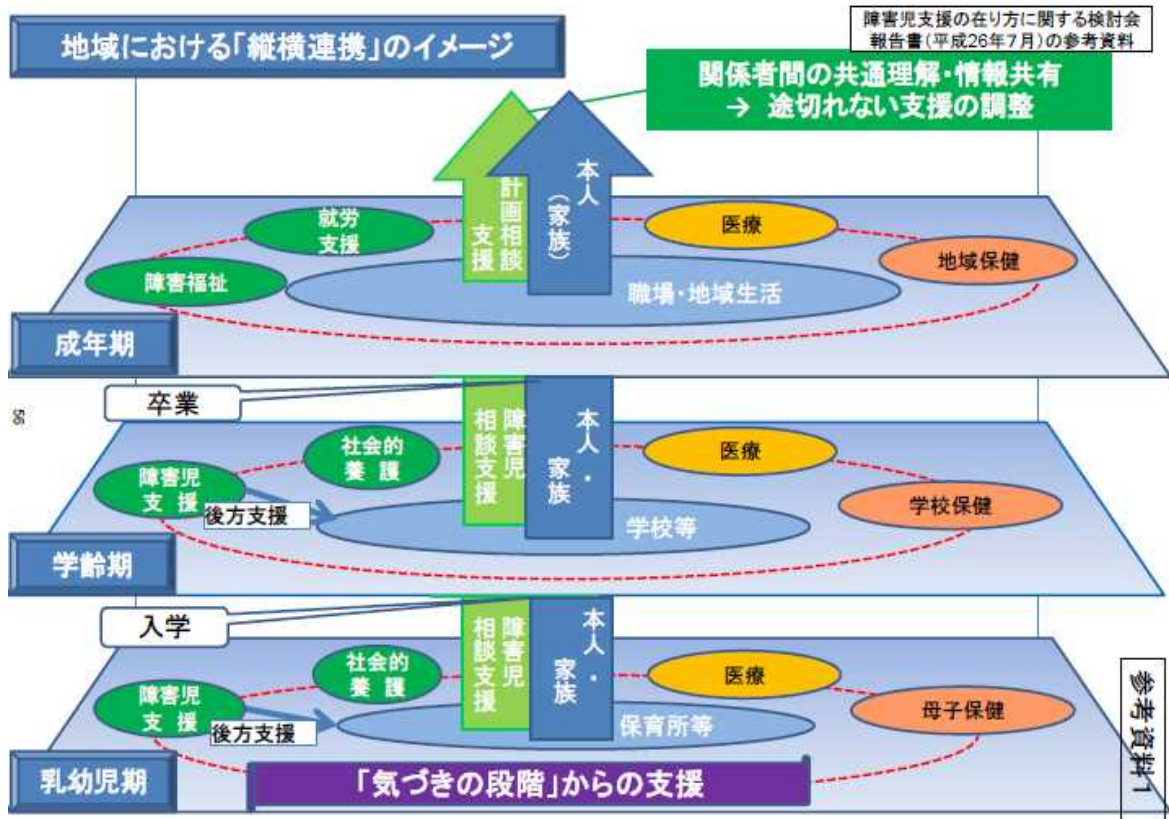
サービス種別	単 位		令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)
児童発達支援	人日分/月	見込量	69	69	80
		実績	47	56	75
	達成率		68.1%	81.2%	93.8%
放課後等デイサービス	人日分/月	見込量	243	270	297
		実績	268	290	340
	達成率		110.3%	107.4%	114.5%
保育所等訪問支援	人日分/月	見込量	2	2	4
		実績	1	6	2
	達成率		50.0%	300.0%	50.0%
医療型児童発達支援	人日分/月	見込量	0	0	0
		実績	0	0	0
	達成率		0.0%	0.0%	0.0%
居宅訪問型児童発達支援	人日分/月	見込量	0	0	0
		実績	0	0	0
	達成率		0.0%	0.0%	0.0%
障害児相談支援	人分/月	見込量	7	8	8
		実績	9	10	12
	達成率		128.6%	125.0%	150.0%

障害児の地域支援体制の整備の方向性のイメージ

障害児支援の在り方に関する検討会
報告書(平成26年7月)の参考資料

各地域の実情に応じて、関係機関の役割分担を明確にし、重層的な支援体制を構築する必要。





第3章 第3期障がい児福祉計画の成果目標

障がい児及びその保護者に対して、効果的な支援を身近な場所で早期に提供できる体制の構築を図るための目標値を国の指針に基づいて設定します。

第1節 児童発達支援センターの設置

障がい児への重層的な支援を提供するため、地域における中核的な療育支援機関として、令和8年度末までに、人口10万人に対し各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上、児童発達支援センターを設置することが国の基本指針の目標となっています。

本町においては、令和4年度から同等の役割を果たせるよう子育て応援課に児童発達支援係を配置し、児童発達支援センターが有する3事業（児童発達支援事業、保育所等訪問支援事業及び相談支援事業）の機能の一部を実施することで、身近な地域で早期に支援が図られるよう体制を整備しています。なお、専門的な支援を必要とする児童については、これまで同様にサービスを提供できるよう、引き続き広域での協議を行っていきます。

項目	数値	考え方
児童発達支援センターの設置	1箇所	令和8年度末の数 (圏域で1箇所確保)

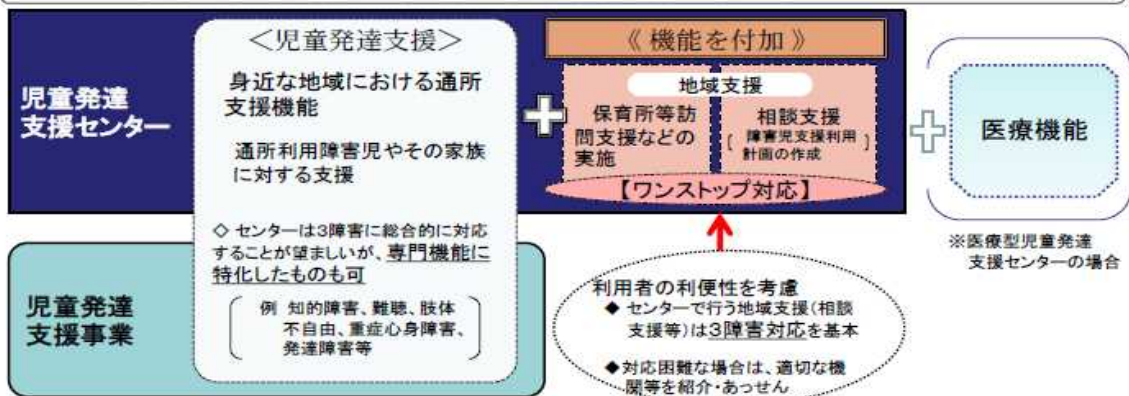
児童発達支援の整備の考え方

(平成23年10月31日障害保健福祉関係主管課長会議で示した資料)

法 児童発達支援は、
 ①児童福祉施設と定義される「児童発達支援センター」
 ②それ以外の「児童発達支援事業」
 の2類型

○ センターと事業の違い

- センター、事業どちらも、通所利用障害児やその家族に対する支援を行うことは「共通」とし、
 - ・「センター」は、施設の有する専門機能を活かし、地域の障害児やその家族への相談、障害児を預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設
 - ・「事業」は、専ら利用障害児やその家族に対する支援を行う身近な療育の場



児童発達支援センター

主に未就学の障がいのある子ども、またはその可能性のある子どもに対し、個々の障がいの状態及び発達の過程・特性等に応じた発達上の課題を達成させていくための本人への発達支援を行うほか、子どもの発達の基盤となる保護者への支援を行う地域における中核的な療育支援機関として、児童発達支援、保育所等訪問支援や障害児相談支援、地域生活支援事業における巡回支援専門員整備や障がい児等療育支援事業等を実施します。

第2節 障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進体制の構築

全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進体制の構築が国の基本指針の目標とされました。

令和4年度から子育て応援課に児童発達支援係を配置し、身近な地域での保育・教育等育ちの場において、障害児通所支援事業所等関係機関と連携・協力しながら支援を行う体制を構築しています。

第3節 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所等

重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所等について各市町村又は圏域に1か所以上設置が国の基本指針の目標とされています。

重症心身障がい児が、身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービス等を受けられるように、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、支援体制を整備していきます。

項目	数値	考え方
重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスの確保	1箇所	令和8年度末の数 (町又は圏域で1箇所確保)

第4節 医療的ケア児に対する協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

医療的ケア児が、身近な地域で必要な支援が受けられるように、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設け、関連分野が共通の理解に基づき協働する総合的かつ包括的な支援体制を構築します。

また、医療的ケア児が地域で安心して暮らしていけるよう、支援を適切に行える人材を養成するとともに、関連分野の支援を調整するコーディネーターについては、複数人の配置に努めます。

項 目	数 値	考 え 方		
医療的ケア児への適切な支援に向け、保健、医療、障がい福祉等関係機関が連携を図るための協議の場の設置	1箇所	令和8年度末の数 (圏域で1箇所設置済)		
項 目	単 位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター配置	人数(実)	1名	1名	2名

医療的ケア児

人工呼吸器やたんの吸引、経管栄養（食事のためのチューブを胃に通す）などの医療的ケアが日常的に必要な障がいのあるお子さんを指しています。

第4章 障がい児福祉サービスの見込量及び確保のための方策

障害児通所支援及び障害児相談支援の種類ごとの必要なサービス量について、障害児通所支援等の利用実績やサービスの利用意向など地域の実情を踏まえ、各年度における見込みを設定します。

【サービスの概要】（児童福祉法によるサービス）

事業名	内容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行うサービス
放課後等デイサービス	学校の授業終了後や学校の休校日に、児童発達支援センター等の施設に通い、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流促進などの支援を行うサービス
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のために行うサービス
医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援と治療を行うサービス
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が困難な障がい児に対して、居宅を訪問し、発達支援（日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与及び生活能力の向上のために必要な訓練）を行うサービス
障害児相談支援	障害児入所施設に入所する障がい児に対して、保護・日常生活の指導や知識技能の付与を行うサービス

【見込量】

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人日分/月	75	75	75
	人/月	8	8	8
放課後等デイサービス	人日分/月	340	340	340
	人/月	27	27	27
保育所等訪問支援	人日分/月	2	2	2
	人/月	1	1	1
医療型児童発達支援	人日分/月	0	0	0
	人/月	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	人日分/月	0	0	0
	人/月	0	0	0
障害児相談支援	人/月	12	12	12

【見込量確保の方策】

発達に課題のある児童に対する早期支援体制が図られたことにより、児童発達支援については、児童の特性に合った適正な支援として、町の事業への参加も促しつつ、今後も児童発達支援事業所のサービスにつないでいくため、放課後等デイサービスと同様に需要の増加が見込まれることから、関係機関と連携しサービス提供事業所の確保やサービスの充実に努めます。

また、保育所等訪問支援事業については、町の保育施設サポート訪問の状況を踏まえ、児童の特性に合った専門的な支援が必要な場合には、適正なサービスを受けられるよう体制の基盤及び確保の推進を図ります。

医療的ケア児や重症心身障がい児が利用する医療型児童発達支援や居宅訪問型児童発達支援については、利用実績の見込みがあった場合には、利用者のニーズを把握し適正なサービスの提供が確保できるよう圏域において関係事業所と調整を図ります。

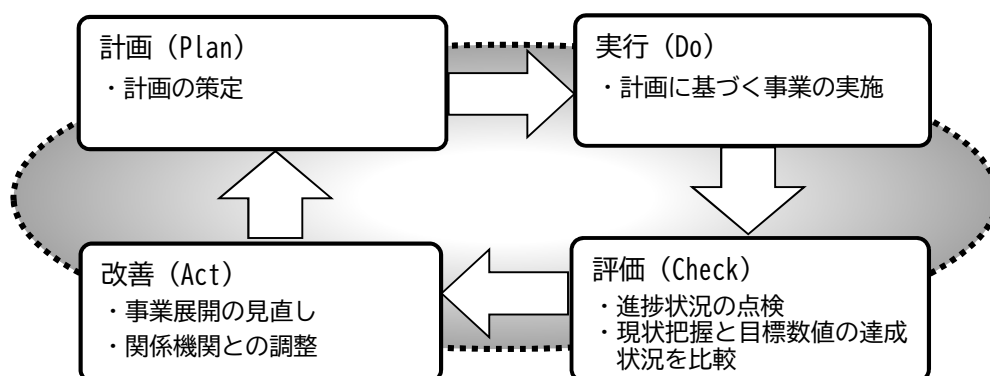
障害児相談支援は、障がい児通所サービスの利用拡大に伴い増加が見込まれており、これまで同様の町内外の事業所のほか、新たな事業所等の提供体制についても確保し、利用者に対する適切なサービス利用計画の作成やモニタリング等が充実し実施されるよう努めます。

第5章 計画の進行管理

第1節 点検及び評価体制

本計画の推進に当たっては、庁内関係各課と連携を図りながら、進捗状況の確認及び評価を行いながら計画を推進するとともに、令和8年度末の目標値として設定した項目についての達成状況を点検・評価する機会を設け、その結果に基づき、必要な対策を講じていくものとしします。

毎年度の実施状況について地域自立支援協議会を兼ねる保健医療福祉推進委員会に報告し、進捗状況の点検と評価を受けながら、PDCAサイクルの構築に努めます。



第2節 成果目標と活動指標について

① 成果目標

成果指針に関しては、国の示した基本指針を踏まえ、「第3期庄内町障がい児福祉計画」に掲げる目標値を成果目標とし、サービス体系の整備を行います。

② 活動指標

活動指標は、成果目標等を達成するためにサービスの必要量の見込みを評価の指標として設定するもので、その進捗を成果目標と合わせて定期的に評価していきます。

第3節 計画の普及・啓発

本計画については、広報等での普及・啓発を行い、計画内容の周知を図ります。

また、一人一人が、福祉の担い手であるという意識を持っていただくために、様々な地域活動を通じて障がいへの理解、計画の普及・啓発を行います。

資 料

1. 町内障がい福祉事業所一覧（順序不同）

経営主体	事業所名	所在地	電話番号	サービスの種類
社会福祉法人 庄内町社会福祉 協議会	介護センターほほえ み	〒999-7781 庄内町余目字大塚 1-2	45-0585	居宅介護 重度訪問介護 同行援護
	障害者多機能型施設 ひまわり園	〒999-7781 庄内町余目字猿田 36- 3	42-0318	就労移行支援 就労継続支援B型 就労定着支援 生活介護 地域活動支援センタ ー
	庄内町障害者相談支 援センター	〒999-7781 庄内町余目字町 132-1 庄内町役場 B 棟 3 階 (庄内町福祉総合相談 センター内)	42-2232	一般相談
(株)ニチイ学館	ニチイケアセンター あまるめ	〒999-7781 庄内町余目字上梵天 塚 90-2 シューハイム 103 号	25-0215	居宅介護 重度訪問介護
(株)翔陽会	福祉施設ドレミファ	〒999-7782 庄内町松陽 3-1-4	42-2455	共同生活援助 短期入所 児童発達支援 放課後等デイサービ ス 相談支援事業
	就労施設みなみ	〒999-7727 庄内町南野字西野 8-1	28-8905	就労継続支援B型
	生活介護支援施設 あーす	〒999-7781 庄内町余目字沢田 113-1	28-9655	生活介護 日中一時支援
(株)まごころ	結夢家	〒999-7781 庄内町余目字猿田 20- 47	42-0758	就労継続支援B型
(株)クリアス	T e T o T e o	〒999-7781 庄内町余目字館之内 73-20	31-9261	就労継続支援B型
(合)このりあ	相談支援事業所ここ から	〒999-6601 庄内町狩川字大釜 22 庄内町立川複合拠点 施設 オフィス 4	080- 4518- 7211	相談支援事業
(株)s a t o	y a o 8	〒999-7764 庄内町宮曾根字宮の 前 123	31-8476	自立訓練

2. 庄内町保健医療福祉推進委員会委員名簿

選出区分	役職名	委員氏名
医師会、歯科医師会等 医療関係団体の代表者	酒田地区医師会十全堂代表 医師	菅原 源也
	鶴岡地区歯科医師会代表 歯科医師	齋藤 学
保健所、福祉事務所等 関係行政機関の代表者	庄内総合支庁 地域保健福祉課長	菅原 貴久磨
地区福祉関係団体 の代表者	庄内町自治会長会代表	大瀧 儀一
	庄内町民生委員・児童委員協議会 会長	大谷 明子
	庄内町老人クラブ連合会 副会長	菅原 みつ子
	庄内町企業同友会 副会長	佐藤 彰一
	庄内町社会福祉協議会 会長	奥山 賢一
健康増進関係団体 の代表者	庄内町食生活改善推進協議会 会長	工藤 むつ子
	庄内町総合型スポーツクラブコメっち *わくわくクラブ マネージャー	高橋 大輔
障害者関係団体 の代表者	(株)翔陽会 代表取締役	庄司 武晴
	庄内町障害者相談支援センター 相談員	伊藤 寛幸
識見を有する者	東北公益文科大学 准教授	鎌田 剛
	前副町長	阿部 金彦
公募により 選任された者	子育て支援NPO法人スタッフ兼民間 ワーカー	鈴木 愛

任期 令和4年4月1日～令和6年3月31日

3. 計画策定の主な経過

年 月 日	内 容
令和5年9月21日	第1回保健医療福祉推進委員会 計画諮問
令和5年8月21日 ～ 9月15日	アンケート調査の実施
令和5年11月30日	第2回保健医療福祉推進委員会 計画審議
令和5年12月21日	第3回保健医療福祉推進委員会 計画審議
令和6年1月19日	計画答申
令和6年1月23日 ～2月22日	庄内町障がい者計画・庄内町障がい福祉計画・庄内町障がい児福祉計画（原案）を町ホームページに掲載などによる、パブリックコメントを実施し、町民の意見を募集
令和6年3月	計画完成
令和6年3月	町民へ周知

庄内町障がい者計画（第4期）
庄内町障がい福祉計画（第7期）
庄内町障がい児福祉計画（第3期）

令和6年3月

編集発行 庄内町保健福祉課